

科学技術振興対策特別委員会議録第二十二号

昭和三十三年四月二日（火曜日）

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長代理理事 有田 喜一君

理事 赤澤 正道君 理事 齋藤 憲三君

理事 中曾根 康弘君 理事 前田 正男君

理事 岡 良一君

大高 康君 小平 久雄君

須磨 彌吉郎君 塚原 俊郎君

石野 久男君 岡本 隆一君

佐々木 良作君 滝井 義高君

出席國務大臣 宇田 耕一君

國務大臣 小瀧 彬君

出席府政務委員 淺井 清君

人事院事務官 松村 清之君

人事院事務官 同任用局長 瀧本 忠男君

人事院事務官 同給与局長 松本 豊馬君

總理府事務官 達行 不動産部長 秋田 大助君

科学技術政務次官 原田 久君

總理府事務官 佐々木 義武君

總理府事務官 長官官房長 佐々木 義武君

總理府事務官 科学技術庁 佐々木 義武君

委員外の出席者 原子力委員会委員 石川 一郎君

總理府事務官 防衛庁 大森 頼雄君

科学技術庁次長 篠原 登君

總理府事務官 科学技術庁 鈴木 嘉一君

技術府原子力局ア イソトープ課長

参考人（原子燃料公社理事長） 高橋 幸三郎君

本日の会議に付した案件

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案（内閣提出第一二八号）

科学技術振興対策に関する件

○有田委員長代理 これより会議を開きます。

菅野委員長が都合により出席できませんので、その指名により私が委員長職務を行います。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。秋田政務次官。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 使用及び販売の業の許可（第三条―第十二条）

第三章 使用者、販売業者等の義務（第十三条―第三十三条）

第四章 放射線取扱主任者（第三十四条―第三十八条）

第五章 放射線審議会（第三十九条―第四十一条）

第六章 雑則（第四十二条―第五十条）

第七章 罰則（第五十一条―第五十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三十五条に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、放射線照射装置等放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を生じさせる装置で政令で定めるものをいう。

第二章 使用及び販売の業の許可

（使用の許可）

第三条 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能

三 使用の目的及び方法

四 使用の場所

五 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用し、又は設置する施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備

六 放射性同位元素を貯蔵する施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造、設備及び貯蔵能力

七 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備

（販売の業の許可）

第四条 放射性同位元素を業として

販売しようとする者は、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 放射性同位元素の種類

三 販売所の所在地

四 放射性同位元素の詰替をする施設（以下単に「詰替施設」という。）の位置、構造及び設備

五 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力

六 廃棄施設の位置、構造及び設備

（欠格条項）

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項又は前条第一項の許可を与えない。

一 第二十六条の規定により許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 白痴者又は精神病患者

五 法人であつて、その業務を行

う役員のうち、前各号の一に該当する者のあるもの

(使用の許可の基準)

第六条 科学技術庁長官は、第三条

第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 使用施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置による放射線障害の発生するおそれがないこと。

(販売の業の許可の基準)

第七条 科学技術庁長官は、第四条

第一項の許可の申請があつた場合において、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 詰替施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

三 廃棄施設の位置、構造及び設備が政令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 その他放射性同位元素による放射線障害の発生するおそれがないこと。

(許可の条件)

第八条 第三条第一項又は第四条第一項の許可には、条件を附することができ。

2 前項の条件は、放射線障害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(許可証)

第九条 科学技術庁長官は、第三条第一項又は第四条第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 第三条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならぬ。

一 許可の年月日及び許可の番号
二 氏名又は名称及び住所
三 使用の目的
四 放射性同位元素の種類及び数量又は放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の種類、台数及び性能
五 使用の場所
六 貯蔵施設の貯蔵能力
七 許可の条件

3 第四条第一項の許可をした場合において交付する許可証には、次の事項を記載しなければならぬ。

一 許可の年月日及び許可の番号
二 氏名又は名称及び住所
三 放射性同位元素の種類
四 販売所の所在地
五 貯蔵施設の貯蔵能力
六 許可の条件

4 許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(使用施設等の変更)

第十条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならぬ。

2 使用者は、第三条第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第六条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた使用者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

(詰替施設等の変更)

第十一条 第四条第一項の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)は、同条第二項第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、許可証を添えてその旨を科学技術庁長官に届け出て、許可証の訂正を受けなければならない。

2 販売業者は、第四条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、科学技術庁長官の許可を受けなければならない。

3 第七条及び第八条の規定は、前項の許可に準用する。

4 第二項の規定により変更の許可を受けた販売業者で許可証に記載された事項に変更を生じたものは、その許可を受けた日から三十日以内に、許可証を科学技術庁長官に提出し、訂正を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第十二条 使用者及び販売業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官に申請し、その再交付を受けることができる。

第三章 使用者、販売業者等の義務

(使用施設等の基準適合義務)

第十三条 使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 販売業者は、その詰替施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(使用施設等の基準適合命令)

第十四条 科学技術庁長官は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移

転、修理又は改造を命ずることができ。

2 科学技術庁長官は、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号、第二号又は第三号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、販売業者に対し、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移動、修理又は改造を命ずることができ。

(使用の基準)

第十五条 使用者は、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用する場合においては、総理府で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(詰替の基準)

第十六条 使用者及び販売業者(第三十号第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条から第十九号までにおいて同じ。)は、放射性同位元素の詰替をする場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第十七条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第十八条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託された者は、放射性同位元素を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、

総理府令（鉄道、軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令）で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（廃棄の基準）

第十九条 使用者及び販売業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

（測定）

第二十条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線量率、粒子束密度及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

2 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入つた者について、その者の受けた放射線量、粒子束密度の時間積分量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定してその結果を記録し、かつ、これを保存しなければならない。

（放射線障害予防規定）

第二十一条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生を防止するため、総理府令で定めるところにより、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用又は放射性同位元素の販売の業を開始する前に、放射線障害

害予防規定を作成し、科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 科学技術庁長官は、放射線障害の発生を防止するために必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、放射線障害予防規定の変更を命ずることができる。

3 使用者及び販売業者は、放射線障害予防規定を変更したときは、変更の日から三十日以内に、科学技術庁長官に届け出なければならない。

（教育訓練）

第二十二条 使用者及び販売業者は、使用施設、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害の発生を防止するため必要な教育及び訓練を施さなければならない。

（放射線障害者の発見）

第二十三条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、使用施設、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者に対し、放射線障害が発生しているかどうかを発見するために必要な措置を講じなければならない。

（放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置）

第二十四条 使用者及び販売業者は、総理府令で定めるところにより、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、使用施設、貯蔵施設、貯蔵施設又は廃棄施設への立入の制限その他保健上必要な措置を講じなければならない。

（記録義務）

第二十五条 使用者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、次の事項を記載しなければならない。

- 一 放射性同位元素の使用、保管又は廃棄に関する事項
- 二 放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用に関する事項
- 三 放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄に関する事項
- 四 その他放射線障害に関し必要な事項

2 販売業者は、総理府令で定めるところにより、帳簿を備え、放射性同位元素の販売、保管又は廃棄に関する事項並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 前二項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

（許可の取消等）

第二十六条 科学技術庁長官は、使用者又は販売業者が次の各号の一に該当する場合は、第三条第一項若しくは第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置の使用若しくは放射性同位元素の販売の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つた場合
- 二 第八条第一項の条件に違反した場合

三 第十条第二項又は第十一条第二項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした場合

四 第十四条の規定による命令に違反した場合

五 第十五条、第十六条、第十七条、第十八条又は第十九条の技術上の基準に違反した場合

六 第二十条、第二十三条、第二十四条又は前条の規定に違反した場合

七 第二十九条第一号、第二号若しくは第三号又は第三十条第一号の規定に違反した場合

八 第三十四条第一項又は第三十七条第一項及び第二項の規定に違反した場合

九 第三十八条の規定による命令に違反した場合

（使用の廃止等の届出）

第二十七条 前条に規定する場合を除き、使用者が放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置のすべての使用を廃止したとき、又は販売業者がその業を廃止したときは、その使用者又は販売業者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項又は第四条第一項の許可は、その効力を失う。

3 使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて

相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、総理府令で定めるところにより、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。

（許可の取消、使用の廃止等に伴う措置）

第二十八条 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者若しくは販売業者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をした者若しくは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 前項の規定する者は、許可を取り消された日若しくは放射性同位元素の使用を廃止し、若しくは販売の業を廃止した日又は使用者若しくは販売業者が死亡し、若しくは法人である使用者若しくは販売業者が解散した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を科学技術庁長官に報告しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないとき、同項に規定する者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(譲渡及び譲受の制限)

第二十九条 放射性同位元素は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を他の使用者又は販売業者に譲り渡す場合

二 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受ける場合

三 販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を輸出する場合

四 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

五 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

六 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日

にその使用者又は販売業者が所有していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、使用者又は販売業者に譲り渡す場合

(所持の制限)

第三十条 放射性同位元素は、法令に基く場合又は次の各号の一に該当する場合のほか、所持してはならない。

一 使用者又は販売業者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持する場合

二 第二十六条の規定により許可を取り消された使用者又は販売業者がその許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

三 第二十七条第一項の規定により届出をしなければならない者が放射性同位元素の使用又は販売の業を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

四 第二十七条第三項の規定により届出をしなければならない者が、使用者若しくは販売業者が死亡し、又は法人である使用者若しくは販売業者が解散した日に所持していた放射性同位元素を、総理府令で定めるところにより、所持する場合

五 前各号に掲げる者から放射性同位元素の運搬を委託された者がその委託を受けた放射性同位元素を所持する場合

六 前各号に掲げる者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

(取扱の制限)

第三十一条 何人も、十八歳未満の者又は精神障害者(精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三条に規定する精神障害者をいう)に放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の取扱をさせてはならない。

2 何人も、前項に掲げる者に放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を使用させてはならない。

3 前二項の規定は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた看護婦その他総理府令で定めるところについては、適用しない。

(事故届)

第三十二条 使用者及び販売業者(第三十条第二号から第四号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者は、その所持する放射性同位元素について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第三十三条 使用者及び販売業者並びにこれらの者から運搬を委託さ

れた者は、その所持する放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置に關し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官に通報しなければならない。

3 科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第四章 放射線取扱主任者

(放射線取扱主任者)

第三十四条 使用者及び販売業者は、放射線障害の発生防止について監督を行わせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、放射線取扱主任者を選任しなければならない。

この場合において、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を診療のために用いるときは医師を、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置を薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二条

に規定する医薬品、用具又は化粧品製造所において使用するときには薬剤師を、それぞれ放射線取扱主任者として選任することができる。

2 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(放射線取扱主任者免状)

第三十五条 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、放射線取扱主任者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行う放射線取扱主任者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、放射線に關し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者免状の交付を受けた者がこ

の法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、その放射線取扱主任者免状の返納を命ずることができる。

4 第一項第一号の放射線取扱主任者試験の課目、受験手続その他放射線取扱主任者試験の実施細目並びに放射線取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

(放射線取扱主任者の義務等)
第三十六条 放射線取扱主任者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は放射線障害予防規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(放射線取扱主任者の代理者)
第三十七条 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行つことができない場合において、その職務を行つことができない期間中放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用し、又は放射性同位元素の詰替をしようとするときは、その職務を代行させるため、総理府令で定めるところにより、放射線取扱主任者の代理者を選任しなければならない。

2 第三十四条第一項の規定は、放射線取扱主任者の代理者の資格に準用する。

3 使用者及び販売業者は、放射線取扱主任者の代理者を選任したときは、総理府令で定める場合を除き、選任した日から三十日以内に、その旨を科学技術庁長官に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 放射線取扱主任者の代理者は、放射線取扱主任者の職務を代行する場合、この法律及びこの法律に基く命令の規定の適用については、これを放射線取扱主任者とみなす。

(解任命令)
第三十八条 科学技術庁長官は、放射線取扱主任者又はその代理者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、使用者又は販売業者に対し、放射線取扱主任者又はその代理者の解任を命ずることができる。

第五章 放射線審議会
(放射線審議会)
第三十九条 科学技術庁に、放射線審議会を置く。

2 放射線審議会は、科学技術庁長官の諮問に応じ、放射線障害の防止に関する重要事項について審議する。

(放射線審議会の委員)
第四十条 放射線審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 放射線審議会の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に關し学識及び経験のある者のうちから、科学技術庁長官が任命する。

3 放射線審議会の委員は、非常勤とする。

4 放射線審議会の委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。以下この項において同じ。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(政令への委任)
第四十一条 前二条に規定するもののほか、放射線審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則
(報告徴収)
第四十二条 科学技術庁長官は、放射線障害を防止するため必要があると認めるときは、使用者又は販売業者に対し、報告を求めることができる。

(放射線検査官)
第四十三条 科学技術庁に、放射線検査官を置く。

2 科学技術庁長官は、この法律又はこの法律に基く命令の実施のため必要があると認めるときは、放射線検査官に、使用者又は販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

3 放射線検査官は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 放射線検査官の定数及び資格に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)
第四十四条 科学技術庁長官は、第二十六条又は第三十五条第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(訴訟)
第四十五条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。

(協議)
第四十六条 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第十四條の規定により命令を発し、又は第二十六條の規定による処分をする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 前項の協議を受けた関係行政機関の長は、当該協議を受けた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、使用者(第三條第一項の許可の申請者を含む。)若しくは販売業者(第四條第一項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、使用者若しくは販売業者の事務所、使用施設、詰替施設、貯蔵施設若しくは廃棄施設に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第四十三條第三項及び第五項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 内閣総理大臣は、第二十二條第四項若しくは第五項の総理府令を制定する場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(国家公安委員会に対する連絡)
第四十七条 科学技術庁長官は、第三條第一項、第四條第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可をし、第二十六條の規定により許可を取り消し、又は第二十七條第一項若しくは第三項の規定により届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に連絡しなければならない。

(労働基準法との関係等)
第四十八条 この法律の規定は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及びこれに基く命令によつて、労働基準監督官が労働者に対する放射線障害の防止についての権限を行つたことを妨げるものと解してはならない。

2 労働大臣は、労働者に対する放射線障害を防止するために特に必要があるときと認める場合においては、科学技術庁長官に勧告することができる。

(手数料の納付)

第四十九条 第三項第一項、第四項第一項、第十條第二項若しくは第十一條第二項の許可、第三十五條第一項第一号の放射線取扱主任者試験又は放射線取扱主任者免状の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(国に対する適用)

第五十条 この法律の規定は、第四十五條及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」とする。

第七章 罰則

第五十一条 放射性同位元素設備機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又はその他不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生ぜしめた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯しよつて人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の規定にあたる行為が刑法(明治四十年法律第四十五号)の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素、放射性同位元素設備機器又は放射線発生装置を使用した者

二 第四條第一項の許可を受けないうで放射性同位元素を業として販売した者

三 第二十六條の規定による使用又は販売の停止の命令に違反した者

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九條第四項の規定に違反した者

二 第十條第二項の規定による許可を受けないうで第三條第二項第二号から第七号までに掲げる事項を変更した者

三 第十一條第二項の規定による許可を受けないうで第四條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十九條、第三十條、第三十一條、第三十四條第一項又は第三十七條第一項及び第二項の規定に違反した者

五 第三十三條第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八條第一項(第十條第三項又は第十一條第三項において準用する場合を含む。)の条件に違反した者

二 第十四條の規定による命令に違反した者

三 第十五條、第十六條、第十七條、第十八條又は第十九條の規定に違反した者

四 第二十八條第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十條第一項又は第二項の規定に違反して測定、記録及び保存をしなかつた者

二 第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七條第一項若しくは第三項若しくは第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第四十二條の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十三條第二項の規定による立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十六条 第二十二條、第二十三条又は第二十四條の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第五十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第二十一條第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第三十四條第二項又は第三十七條第三項の規定による届出を怠つた者

三 正当な理由なく、第三十五條第三項の規定による命令に違反して放射線取扱主任者免状を返納しなかつた者

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の過料に処する。

一 第十條第一項又は第十一條第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十條第四項又は第十一條第四項の規定に違反して許可証を提出しなかつた者

三 第二十一條第三項の規定による届出をしなかつた者

附則 (施行期日) この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第三十五條第一項及び第四項並びに第五章の規定並びに第四十九條中放射線取扱主任者に係る部分及び附則第七項中放射線審査会に係る部分は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に放射性同位元素、放射性同位元素設備機器若しくは放射線発生装置を所有する者は、放射線発生装置を業として販売しようとするものは、この法律の施行の日から一月以内に、第三條第一項又は第四條第一項の許可の申請をしなければならぬ。

3 この法律の施行の際現に放射性同位元素を所有している者で前項の規定により許可の申請をしないものは、この法律の施行後二月以内に、その氏名及び住所(法人にあつては、その名称、住所及び代表者の氏名)並びに所有している放射性同位元素の種類及び数量を科学技術庁長官に届け出なければならない。

4 前項の規定により届出をした者又は附則第二項の規定により許可を申請した者で許可を与えられなかつたものは、総理府令で定めるところにより、その所有する放射性同位元素を使用者若しくは販売業者に譲り渡し、放射性同位元素による汚染を除去し、又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を第十九條の技術上の基準に従い廃棄しなければならない。この場合において、科学技術庁長官は、これらの者の講じた廃棄の措置が適切でないとき、放射線障害の発生を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

5 前項の規定により放射性同位元素を譲り渡す場合においては、第二十九條の規定は、適用しない。

6 附則第二項の許可の申請をした者又は附則第三項の規定により届出をした者については、この法律の施行の日からこれらの者が第三

条第一項若しくは第四條第一項の許可を受け、又は附則第四項の規定により放射性同位元素を譲り渡し、若しくは廃棄するまでの間は、第三條第一項若しくは第四條第一項の規定にかかわらず、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器若しくは放射線発生装置を使用し、又は放射性同位元素を業として販売することが出来る。この場合においては、これらの者及びこれらの者から選擧の委託を受けた者（これらの者の従業者でその職務上放射性同位元素を所持するものを含む。）には、第三十條の規定は、適用しない。

7 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の次に次の四号を加える。

十三の二 放射性同位元素、放射性同位元素装備機器又は放射線発生装置の使用を許可すること。

十三の三 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十三の四 放射性同位元素、放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十三の五 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する

る法律（昭和三十一年法律

第 号）第四十五條の附則について内閣総理大臣を補佐すること。

第八條第六号中「障害防止の基

本」を「障害防止」に改める。

第十九條第一項の表中発明奨励

審議會の項の次に次のように加える。

放射線 放射線障害の防止に

審議會 関する重要事項を審

議すること。

○秋田政府委員 ただいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における放射性同位元素につきましては、昭和二十五年初めてわが国に輸入されて以来、その研究と利用は、急速な発展を遂げ、現在では官公立の試験研究機関はもちろん、民間の事業所等においても広範に使用され、原子力平和利用の一環として産業、医療その他の面において多大の成果が期待されている次第であります。

しかしながら、これらの原子力の平和利用は、反面やむを得ず放射線障害というマイナス面を伴うので、今後原子力の開発が進むに従い、放射線障害の防止に万全を期することの必要性が痛感されるのであります。米英等の諸外国におきましても、すでに放射線障害防止関係法令を制定整備して厳重な放射線の管理を行い、放射線障害の防止に多大の力を注いでおり、わが国でも原子力基本法において放射線障害防止のための規制は別に法律で定める旨規定いたしております。

従いまして、政府といたしましては、放射線障害対策として、まずその予防、診断治療の調査研究、放射線の医学面における積極的利用の調査研究、関係技術者の養成訓練を行うため、科学技術庁の付屬機関として放射線医学総合研究所を設置することとし、さらに別途科学技術庁設置法の一部を改正する法律案として、今国会に提案いたします。

また、これに必要な予算を計上して、それぞれ御審議を願っておりますが、これとともに放射線障害防止についての立法措置を講ずるため、数年にわたって鋭意検討を重ねました結果、今般成案を得て、ここに本法案を今国会に提案する運びとなつた次第であります。

なお、原子炉等に基づく放射線障害の防止立法といたしましては、別途原子炉等に関する規制に関する法律案、（仮称）を立案中であります。近日常にこれまた今国会に提案することとなっております。

以下、本法案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。第一に、この法律案の目的についてであります。この法律案は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱ひ並びに放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用を規制することによりまして、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することをその目的とするものであります。

第二に、規制の方法であります。その一は、放射性同位元素等の使用、販売について許可制をとつたことであり、放射性同位元素、放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用または放射線障害の防止に必要となる放射性同位元素の販賣者等については、これら

置の使用または放射性同位元素の販賣の業につきましては、これらの取扱ひに伴う放射線障害発生危険性を強く認識いたし、多くの国々が許可制あるいは免可制を採用いたしております例にもかんがみまして、科学技術庁長官の許可を必要とするとし、使用施設等の構造設備等が一定の基準に該當する場合にのみ許可を与えることとしております。その二は、放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販賣業者に対し、放射線障害の防止に必要な義務を課したことであります。放射性同位元素の使用、詰めかえ、保管、運搬及び廃棄は、一定の基準に適合してなされることを要し、また、使用施設等について

の放射線量の測定、障害予防規定の作成、従業者等に対する放射線障害の発生防止に必要な教育訓練の実施、放射線障害者の発見及び放射線障害者に対する措置等、保安及び保健上必要な措置を講ずること等がそれであり、その三は、放射性同位元素の所持並びに譲渡及び譲り受けの制限であります。放射性同位元素が使用者等一定の取扱者以外の者に流通することを禁止することによつて、不測の事故が発生することを未然に防止することが必要であると考へ、これらの規定を設けた次第であります。その四は、放射線取扱主任者の制度を設けたことであり、放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販賣業者は、国が行う放射線取扱主任者試験に合格した者、その他これと同等以上の学識経験を有すると認められた者のうちから放射線取扱主任者を選任し、放射線障害の発生

の防止について必要な監督を行わなければならないことといたしました。第三に、国の行政的監督についてであります。地震、火災その他の事故により放射線障害が発生するおそれが生じた場合等に放射性同位元素等の使用者、放射性同位元素の販賣業者等に一定の応急の措置をとらせるとともに、これらの者に対し、国が必要な命令を発することが出来る旨の規定を設けました。また、必要に応じ、立ち入り検査、放射性同位元素によつて汚染された物の取去等を行わせるため、特に専門的知識を有する放射線検査官の制度を設けることといたしました。

第四に、科学技術庁長官の諮問に依つて放射線障害の防止に関する重要事項について審議する機関として、放射線審議會を設けることといたしてあります。本審議會の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に關し学識経験のある者のうちから任命することとなつております。本審議會を通じて、関係方面と緊密なる連絡をとるとともに、技術上の問題その他本法の運営に万全を期することといたしました。

以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案提案の理由並びに概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○有田委員長代理 以上をもちまして、提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は、後日に譲りたいと思ひます。

○岡委員 議事進行で。資料はこれだけですか。

なければならぬことといたしました。

第三に、国の行政的監督についてであります。地震、火災その他の事故により放射線障害が発生するおそれが生じた場合等に放射性同位元素等の使用者、放射性同位元素の販賣業者等に一定の応急の措置をとらせるとともに、これらの者に対し、国が必要な命令を発することが出来る旨の規定を設けました。また、必要に応じ、立ち入り検査、放射性同位元素によつて汚染された物の取去等を行わせるため、特に専門的知識を有する放射線検査官の制度を設けることといたしました。

第四に、科学技術庁長官の諮問に依つて放射線障害の防止に関する重要事項について審議する機関として、放射線審議會を設けることといたしてあります。本審議會の委員は、関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に關し学識経験のある者のうちから任命することとなつております。本審議會を通じて、関係方面と緊密なる連絡をとるとともに、技術上の問題その他本法の運営に万全を期することといたしました。

以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案提案の理由並びに概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○有田委員長代理 以上をもちまして、提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は、後日に譲りたいと思ひます。

○岡委員 議事進行で。資料はこれだけですか。

○鈴木説明員 御要求がございますれば、どういふ資料を整えましようか。いろいろ準備してはございます。

○岡委員 この法律案を見ましても、また法律案の趣旨にかんがみましても、全部が、審議会にゆだねるとか、総理府令にゆだねる、政令にゆだねるとなっている。原子力の平和利用の今後の発展のためには、やはり事、人命にかかわる問題であるから、もっと科学的水準における安全性とはどういふものであるかという点について、政府並びに国会が大きな責任を持つ、画期的な立法でなければならぬ。資料がこの程度では、われわれは国民に責任のある審議の結論を出すことができない。そういう意味で、それはあらためて私は資料の要求をいたします。ただ、今思いついただけのことでありますので、今後逐次皆さんの方でも御努力をお願いしたいと思います。まず、放射線障害予防ということでは、一応世界的な文獻になっておるのは、アメリカのナショナル・ビューロー・オブ・スタンダードから出してあります。セーフ・ハンドリング・オブ・ラジオ・アクティヴ・アイソトープス、この必要部分について日本訳の抄訳を御提供願いたい。それからまた、昭和二十四年でしたか、日本に初めてスタックを通じてアイソトープが入りましたときに、日本の医学会の、特に放射線学会の方で、放射線の障害防止に関する報告を政府に出しているはずで、これもぜひ一つ御提出をお願いしたいと思います。

それから、それに基づいて、厚生省並びに労働省においては、放射線の取扱

いに関する安全のための規則あるいは指示を通達しておるわけでありまして、これら一つお出しを願いたい。

なお、この放射線によって万一障害が起つたときにおけるもろもろの疾病といふものは、現在の健康保険法による診療基準をはかるに上回るようなものであるわけだ。不治の白血症のような場合には、的確な積極的な治療は現在ありません。従って、安静を守るとか、ビタミンを注射するとか、白血球が減少するからというので抗生物質を注射するとか、こういうような健康保険の診療基準からいへば、しばしば濃厚診療とかあるいは過剰診療というやうな部類に入ること、白血症の場合にはしなければならぬという事態が起つてくるわけだ。そこで、ビキニの被爆患者において、国立病院なりあるいは東大病院がどういふ診療をやつたのか、結論として、その経験にかんがみて、どの程度の診療がこれらの障害に対して万全を期し得られる診療であつたかということについて、一つ御精査を願つた上で、専門家の御意見をこの際資料としていただきたい。同時に、現行の健康保険法における診療基準、特に放射線等の傷害に基づく疾病の場合における診療の基準があるはずでありますから、これをまああわせて御提示をお願いしたい。大体以上はとりあえずわれわれの審議の資料として御提出願いたい。もちろんその後必要に応じて資料の提出を求めることにいたしましたと思ひます。

○前田(正)委員 私もちよつと資料の追加をお願いしたいと思ひますが、現在のアイソトープの使用量、アイソトープをどういふ方面に使つておるか

という使用状態、それから、その中でどれだけが国産で、どれだけ輸入しておるか、そういうことについて大略的でけっこうでありますから、この法案の審議に参考資料として出していただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 岡委員の御要求になりましたNBSのセーフ・ハンドリングの日本訳、これはございます。それから第二の、学会の当時の政府への勧告、及びそれに伴ひまして労働省がとりました通達、これもあります。ただし三番目の健康保険の診療基準でありまうとか、その後のビキニ患者の診療内容というやうなものは、ただいま科学技術庁の方には持ち合せがございせんので、これは厚生省の方に連絡いたしましてととのえますから、若干時日をかしていただきたいと思ひます。それから、前田委員の御要求のアイソトープの使用量、使用状態、そのの国産及び輸入の比率、こういうものは一応ございまして、提出いたしたいと思ひます。

○有田委員長代理 次に、科学技術振興対策に関する件につきまして、調査を進めます。

基きまして、この際、人事院総裁に聞きしたいと思ひますが、われわれのこの決議に對しまして、特に研究公務員の特例法を設けるとか、あるいは特別な職務に従事する職員に適正な給与制度を考へるとか、こういうことにつ

きまして、あるいは技術者と事務官の区別を撤廃し、不均衡をなくすとか、こういうふうな決議の趣旨に基きまして、人事院の方において御研究願へるかどうかというのを、一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○浅井政府委員 研究公務員のいわば優遇という問題につきましては、かねてから人事院にも申し入れがあつたので、かかる御決議を待たずとも、実はこれまでやるべきことであつたかもしれせん。それがおそくなつたのはなほだ恐縮であります。この御趣旨に従つて人事院としては善処するつもりであります。ただし、その御決議の内容を拝見いたしますと、人事院の権限以外の事項も含まれておりますから、これは一つ内閣の方におたしをお願いしたいと思います。

○前田(正)委員 人事院総裁の方で御研究願へるといふことは、われわれの決議に對しまして非常にありがたく思つておるのであります。今、總裁の御答弁の通りに、人事院の権限以外の問題があるのではありません。それについて、当然科学技術関係の振興の問題については、科学技術庁が各行政機関の調整をすることになっております。従ひまして、科学技術庁におきましては科学技術審議会というやうなものもあるわけでありまして、当然そこで結論を出して、関係の行政の方面に科学技術庁長官として勧告してもいいと思ひるので

あります。科学技術庁においては、そういうふうなことを研究し、また審議会等に諮るといふ考へがあるかどうかというのを、一つ科学技術庁の方から御答弁願ひたいと思ひのであります。

○篠原説明員 お答え申し上げます。科学技術庁におきましては、付置機関といたしまして科学技術審議会がございまして、この審議会におきましては、関係の各省各庁の方々が委員あるいは専門委員となつておやりになつてお

まして、特に部会といたしまして研究公務員部会というものが設置されております。従来ともこの研究公務員部会におきまして、研究技術公務員の処遇につきましてはいろいろ検討をいたしておりました。関係方面にもお願い申し上げておる次第でございます。さらに一段この御決議の趣旨を体しまして、研究公務員部会におきまして従来よりも一そう熱心に御検討いただくことによりまして、その結果につきましては関係の方面と打ち合せをし、その実現に努力をいたしたいと思ひます。

○前田(正)委員 今の御答弁のやうなことで、当委員会の決議に對しまして、人事院及び科学技術庁あるいは科学技術審議会におきまして、趣旨を尊重して御研究願へるやうでありますけれども、なるべくこういふものを立法化し、あるいは予算化する機会までには、一つこの趣旨に沿つて十分御研究願つて、研究者、技術員等の待遇の改善のために御努力をお願いしたいということを切望いたします。

次に原子力の一般問題につきま

ますけれども、大臣がおいでになるまでの間、私から局長にお伺いいたしたいと思ひます。

まず、局長にお聞きしたいと思ひます。とは、原子力委員会の行政とか構成とか、あるいはまた原子力局のやり方とか、そういったようなものは、これは大体行政上の問題も相当ありますけれども、なるべくわれわれは原子力委員会等にまかして、立法関係の職務はあまりこれに触れないようにしておいたのであります。しかしながら、この問題は過般来いろいろと一般協定とか研究協定とかそういった問題から見まして、原子力委員会のあり方その他についてわれわれとしてはこの際研究をしなければならぬ、こう思つておるのではありませんけれども、こういった問題について局長は、原子力委員会のあり方とか構成とかいうようなことは行政上の問題であるか、立法上の問題であるか、どちらに考えておられるか、まずそれから御答弁願ひたいと思ひます。

○佐々木政府委員 原子力委員会の性格と申しますか、これは基本法並に原子力設置法で規定されておりますので、法律上の権限あるいは性格等は法律の定めた事項に明確であらうというふうに考えております。ただ、運用の面に關しましては、あの設置法に定められました任務を遂行できますように、ちやうど原子力局と原子力委員会というものはほぼ同じような業務規定を法案で作つてございまして、原子力局がやつていく上において、行政的な実施をする面において、特に重要な国家的な面に關しましては原子力委員会がこれを定めて、原子力局で実施していくというふうな建前になっております。

その趣旨を体しまして、ただいまのところ、できるだけ委員会の意見を尊重し、重要事項をきめていただくように取り計らつて参りたいと思つております。

○前田(正)委員 原子力委員会の構成とかその組織とかいうものは、立法上の問題であるということは、今、局長も御答弁になつた通り、当然のことであると思ひます。従ひまして、われわれ国会がその責任をとらなければならぬと思ひますのでありますが、今朝来の新聞を見ておきますと、原子力局の意向におきまして、法律改正によらないで、委員会に對しまして付属の事務員をつけたというふうなことを原子力局できめたというのを聞いておりますが、それが事実であるかどうか、一つ御答弁願ひます。

○佐々木政府委員 委員の皆さんと御相談いたしまして、とりあえず、すぐにも必要であるからというお話を調査官二名、それから技官あるいは庶務官その他をそれぞれ委員に一人ずつアシスタントとして付して、さらにタイピストあるいは庶務要員をつけたというところ、調査官の特命に關しましては決裁書をただいま回覧中でございます。

○前田(正)委員 私はまずその問題について、局長はそれが事実であるというふうな決裁を回しておられるということでありまして、この際質問したいのでありますが、原子力委員会というものは総理府に所屬するところの決定機関であります。原子力局というものが科学技術庁に属する執行機関、行政機関であります。法律においては、事務は科学技術庁において行ひ、こうい

うことになつておる。それを法律の構成というものを變更せずに、また予算の審議等において、原子力局の人間として、行政局の人間として配置され、また原子力委員会においてはそういう官吏は付属しないということになつておるものを、あなたの方が勝手にきめて、法律改正によらないでそういう決裁をしておる、そういうことが法律的にできるのかどうか、この点について一つ……

○佐々木政府委員 ただいまも、たとえば原子力委員会に女事務員が三人、事務官が一人と運転手が三人おりますが、これはみな原子力局の定員の中に入つております。これは原子力委員会の専断の庶務その他を入れるようにというところで、そのまま原子力局の庶務を強化するという理由をもって、原子力委員会の仕事をやつております。

○前田(正)委員 だから、原子力委員会の事務は原子力局が行ふことになつておる。従つて、その庶務的の仕事の中に専断的に割り振るということではきつてしまふけれども、原子力委員会の調査官とかそういうものをくつつけてやるということ、私はできないと思ひます。これは、原子力局全体が原子力委員会の事務局として働くのであつて、その一部の人間をきいて勝手にやるといふことは、できないのじゃないか。原子力委員会というものと科学技術庁の原子力局というものは、決定機関と行政機関の区別はやはり明確にあるのじゃないかと私は思ひます。

○佐々木政府委員 局全体が委員会の庶務を扱うのはもちろん當然であります。法規にのつとつてそのまま運営しておるのでありますが、その際、局全体の中で、たとえば法律とかあるいは予算とか、そういう問題で忙しくて、なかなか委員の皆さんの調査立案上、不便をかけたたりしてはいけませんというので、そういうアシスタントをこの際置いてもらいたいという話があるもので、それから、別にそれを職制を變更してどうというのではなくて、本旨はあくまでも原子力局が庶務を扱つておるわけでありまして、そのうちの一部分を専断にしようというだけでございます。

○前田(正)委員 それは私は立法の精神と違ふと思ひます。原子力局というものがやつておるのであつて、そういう一部の原子力局の人間であるものを、また予算の定員からいってもそうでなければならぬものを、原子力局全体がやるならいいのであります。すし、庶務的な仕事をやるのは原子力局の仕事でしやうけれども、調査官とかその他の重要な人間を勝手に持つていくということはできないのじゃないか。またさらに私が一番初めに申しました通り、原子力委員会の構成とかそういうものは立法事項であつて、われわれ国会の方からも、非公式でありますけれども、こういったふうな原子力委員会の強化するならば、専断の事務局を設けたらどうかというふうな意見をわれわれは申し述べておるわけでありまして、そういった国会の方の立法事項である原子力委員会というものをどうすべきかということについて、われわれは研究をしようと思ひます。

○佐々木政府委員 局全体が委員会の庶務を扱うのはもちろん當然であります。法規にのつとつてそのまま運営しておるのでありますが、その際、局全体の中で、たとえば法律とかあるいは予算とか、そういう問題で忙しくて、なかなか委員の皆さんの調査立案上、不便をかけたたりしてはいけませんというので、そういうアシスタントをこの際置いてもらいたいという話があるもので、それから、別にそれを職制を變更してどうというのではなくて、本旨はあくまでも原子力局が庶務を扱つておるわけでありまして、そのうちの一部分を専断にしようというだけでございます。

○佐々木政府委員 かりに法律によるものであつても、実際にどういたしますにはなかなか時間がかかるのであります。四月、五月、六月という時期を、今のままでそれではやつていけるかと申しますと、委員の皆さんはやはりそういうスタッフがあつた方がベターであるという御意向なものですから、そういうふうな、専断と申しましてもうちろん原子力局の中の現在あるものでございまして、機能をただ分けて、特に委員会の方の調査その他に當つてもらいたいというふうに実はいたしたわけであります。

○前田(正)委員 原子力委員会が忙しいうち、専断だからどうかということよりも、そういうふうな構成その他についてこの間からわれわれ非公式に話をしておるのでありますけれども、そういうふうなやり方について、皆さんは勝手にきつておるのか、われわれもまた、われわれとしての考え方であつて、いこうと思ひます。しかし、あなた、忙しいうち、忙しいうち、今、原子力委員は何をしていられるのですか、今、原子力委員は何をいられるのですか、だとだれが今、東京にいるか、それを説明して下さい。

○佐々木政府委員 原子力委員会は御承知のように五名で構成されておるわけで、その委員長は國務大臣でございまして、あと四名で、一人は御承知のように先般委員を辭職されました、今は三人であります。三人のうちでただいま東京におられますのは石川委員一人でございます。藤岡先生はラン

考えでおられるかどうかということをお聞かせたい。○佐々木政府委員 かりに法律によるものであつても、実際にどういたしますにはなかなか時間がかかるのであります。四月、五月、六月という時期を、今のままでそれではやつていけるかと申しますと、委員の皆さんはやはりそういうスタッフがあつた方がベターであるという御意向なものですから、そういうふうな、専断と申しましてもうちろん原子力局の中の現在あるものでございまして、機能をただ分けて、特に委員会の方の調査その他に當つてもらいたいというふうに実はいたしたわけであります。

○佐々木政府委員 かりに法律によるものであつても、実際にどういたしますにはなかなか時間がかかるのであります。四月、五月、六月という時期を、今のままでそれではやつていけるかと申しますと、委員の皆さんはやはりそういうスタッフがあつた方がベターであるという御意向なものですから、そういうふうな、専断と申しましてもうちろん原子力局の中の現在あるものでございまして、機能をただ分けて、特に委員会の方の調査その他に當つてもらいたいというふうに実はいたしたわけであります。

ダース氏の案内をしまして関西に行っております。有沢先生は非常勤でございまして、ただいま高知の方に私用でお歸りになっておいて、この四日に歸ってくるようになっております。

○前田(正)委員 この間からも、御承知の通り、現在の研究協定の問題、一般協定の問題のやり方というものがいろいろ問題となっております。まず常勤委員である藤岡氏がどうしてランダース氏の案内をしなければならぬのか、これは何か行政的にそういうことがきめられておるのですか。どういふ資格でこういう出張命令を受けて行っておられるのですか、その話を一つお聞かせ願いたい。

○佐々木政府委員 ランダース氏を招聘する件につきましては、これは委員会が正式に定めておいて、民間の機関等の応援を得てお呼びしたわけでござい

ます。そのランダース氏を案内して委員が出張なさるということ自体は、私どもの問題でなくて、委員自体が行きたいというのであれば、私どもはそれに旅費その他の庶務的な手続をとるといふにすぎないのであります。

○前田(正)委員 それは当然常勤委員でありますから、その出張については出張命令とかそういうものがあると思うのですが、そういう行政的な措置はないのですか。

○佐々木政府委員 もちろん国費を使う問題でございまして、出張の成規の手続は全部とります。

○前田(正)委員 それで、これだけ今問題が重大になっておいて、しかもこれは公式な話じゃないでしよければ、いろいろな協定の問題についても話をしなければならぬというときに、東

京でいろいろなランダース氏の講演の世話をするとか、そういうことはいいでしょうが、私は、出ておきますことではなはだ意外に思ったことです。京都、大阪方面に行つて講演するとき、その土地の人がやるならいいのですが、その他ずっといわゆる観光さる、それまでこの忙しいうちに常勤委員の藤岡さんが案内しなければならぬほど、そんな重大な用件があるのですか。出張命令を検討されるときに、だれがこの旅行の日程の内容等を検討されるのですか。

○佐々木政府委員 これは、日程を削つたりするようない、何と申しますか、ぎしぎししたやり方は、庶務を担当しております私としてはできません。従つて、委員の皆さんが自分で必要上こうしたいとおっしゃれば、予算の許可範囲で判を押して便宜を供与するが当然だと思ひます。

○前田(正)委員 これは原子力委員長の了解を得てやっておるのですか、観光の案内をするのも、原子力委員長の了解を得ておるのですか。

○佐々木政府委員 もちろん委員長にお話してやつております。

○前田(正)委員 では、その問題につきましましては私も委員長からまたお話を伺いたいと思ひますけれども、実はこういう重要な問題のあるときに、しかも原子力委員が法規的にも一部人がいない、こういうふうなときに、常勤委員が一人おるだけであらうない、さらに原子力局で人を増さなければならぬ、そういうふうなやり方でいいかどうか。私がいつも原子力委員会の運営を見ておきますと、この前の予算の重大なときとか、予算成立の方針の大事

なときにも出張しておる。石川さんが海外に視察に行かれて、結局こちらに残つてゐる者はほとんどいない。それで予算の審議とかそういう事務的な問題については、われわれ初めみんな各界の者が協力してやつておる。こういうふうにして原子力委員会というものの原子力行政、また原子力の政治のやり方につきましましては、われわれもできるだけ超党派的に、協力的にやつてきたつもりでおるものであります。とにかく今度こういう問題について申し入れて、自分たちの原子力局で勝手にやれるから、事務局を配置していくのだとかなんとか、そういう問題についてあなた方原子力局としては勝手にきめて、われわれ国会側の今までの協力に對しまして考えを別にしてやつていこう、そういうふうな考え方でおられるならば、われわれにしても考え方があ

るのです。今度の原子力局に事務局を設けるといふ問題については、原子力局長には十分われわれから話を聞いてあると思ひますが、そういう問題を具体化しなければならぬというので、一日か二日を争つてきめて、新聞に発表する前にわれわれと相談する必要がある、国会の申し入れを当てる必要はない、こういうふうには局長は考えておられるのですか。

○佐々木政府委員 あの問題は、別に事務局とどういふという関連の全然ない問題でありまして、委員の皆さんからかねがね自分のアシスタントをほしいという申し出があつたもので、有沢先生、それから藤岡先生、石川先生にお話して、そうしてそういうアシスタントを一人ずつおつけしま

しょう、それから調査官のような本来特命事項を調査する性格の定員がありますので、その人たちもそれではお手伝いたしませう、そういうことで十分委員の皆さんの御了解を得てやつたこととさせていただきます。

○前田(正)委員 私は、そういう問題については、その前からそういう希望があるというのを聞いております。だからこの機会に一つもつと強化する案を作つたらどうか、こういう話をしておつたわけなのです。しかし、今お話をうかがうに、十分に相談してというが、藤岡さんはいないじゃないですか、いなくてどうして相談したのですか。

○佐々木政府委員 この話は有沢先生も藤岡先生もまだ出張なされる前にお話をいたしました、そして四月になつたらということとやりましたので、今度の事務局の問題とは全然無関係の問題でありまして、そういう意向がもしはつきりすれば、それに従つていくのが当然だと思ひます。

○前田(正)委員 この問題は、そういう御希望があるということは、今御答弁のように、前に話があるから、それならばこの機会にできるだけ強化する案を考えたらどうかというのでわれわれも一緒に相談しておつたのですが、そのわれわれの考えていることはそのままにしておいて、皆さんは自分たちだけでやる。こういうことは、原子力委員会の構成というものは私は立法事項であると思ひますけれども、皆さんが行政的に暫定的にやれるというのであるならばおやりになつてもいいでしょうが、私はそういう考え方でいうのはおかしいじゃないかという意見があるから、だからこの機会に一

つ、行政的にだけではない、もつと立法的に強化するというふうにしたらどうか、こう思つてやつておつたわけがあります。そういう意見がわれわれから出てきてから藤岡さんと相談されて、それからまた石川さんとも相談されてから、それではこの際どうしても急いでやらなければならぬから急いでやるとか、あるいは立法の措置が間に合ふまでは待てとか、そういうふうなことをきめられるべきではないかと私は思ひます。それを、藤岡さんは今おらぬのに相談のしようはないと思ひますが、相談もしないで、とにかく前にきめた通りやつてしまふ、こういうことではないかと私は思ひます。

○佐々木政府委員 この件は、石川さんもお見えになりますので、聞いていただいたらいのじやないかと思ひますが、だいたい前の委員会のあとでござい

ます、まだ国会側で事務局をどうという話の出る前でございますが、委員の皆さんとの話が出まして、そういうスタッフを強化する必要はなからうかという話がありましたので、この際少しさしあたつてもいいからスタッフを強化して、そして調査立案に当たつた方がいだらうというので、委員の皆さんにも御相談して、それはけっこうだということとそのままやつたのであります。さらに不十分であれば、官制に基づく事務局にするなり、これは今後の検討の問題で、せつかく今お話があったのですから、私も検討中とさせていただきます。だから、この問題と事務局設置の問題とは切り離してお考えいただくのが、事実上即断するのではなく、うろかというふうには考えております。

○有田委員長代理 ちよつと、前田君、佐々木良作君の質問が、前のが残っております。大臣が見えたので……。

○前田(正)委員 それでは大臣に一点だけ、さっきのことに関連してあるのです。大臣のお見えになる前に、私はちよつと局長に話しておつたのですが、藤岡委員はランダース氏の御案内をされて、その出張命令は原子力委員長が承認されておるといふことであるのですけれども、その出張命令の中に観光の案内までするといふことを、この原子力委員の多忙なときに、藤岡さんがそういう日程ですつと初めからしまいでランダース氏について回るといふことを、原子力委員長としては承認されたのですか、その点について一つお聞かせ願ひたいと思います。

○宇田國務大臣 私は、そういうことを協議をいたしたわけではありませう。ただ、藤岡先生がランダースさんと呼ぶことについてお世話しておるものだと思つておられます、藤岡さんの西下を協議したわけではないのです。

○前田(正)委員 どうも話がおかしいのですけれども、私は、日本の国としてランダースさんと呼んだといふことは、当然公式的な問題についてはお世話願ひのものをけつこうだと思ひますけれども、この常勤委員が今二人しかいない、しかも協定問題とか忙しい最中に、常勤委員が全部ついて回らなければならぬほどそんなに大事であるかどうか、その点について非常に疑問を持っておるのであります。今忙しい問題がたくさんあるときに、その常勤委員が——もちろん公式の問題については原子力委員会がお世話するのは当然

でありますけれども、私的な問題についても全部世話してやるといふような、そんなに原子力委員の常勤の人はひまがあるとは考えられない。こういう問題について、今起つておることは仕方がないでしうけれども、今重要な問題がたくさんあるときに、もう少し慎重に御研究をお願いしたいと思つておるのであります。一つその点については原子力委員長も、今後原子力委員会のあり方について、御研究を願ひておきたいと思ひます。

私の質問はこれだけにしておきます。

○有田委員長代理 佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 せんだつての委員会におきまして、原子力行政について質問の継続中であつたのであります。が、大臣の都合によりまして時間がなくなりましたので、これを続けて質問をさせていただきますと思ひます。その中心は動力炉の輸入の問題であります。最近特に問題になり、今も前田委員から御質問になっておりますところの原子力委員会の運営問題を中心として、二確かめて、御意見を伺ひましてから本論に入りたいと思ひますから、御了承願ひたいと思ひます。

原子力行政の根本的な方針は、当然に原子力委員会によつて審議され、検討されるのが法の示すところであるわけでありまして、どうも一般に私どもが伝へ聞くところによりますと、原子力委員会が審議されるものは、たとえば予算の獲得に関する行為であるとか、その他庶務雑件のこと、時間のかかる大部分を占めてしまつて、本格的な電力行政がここで十分に討議、検討

されておるかどうかといふことにつきましては、委員外におる者、関係者はもちろん、国民一般も相当な疑問を持っておるところであります。原子力行政については、そのような形で原子力委員会が十分に本質的な討議、検討がされないままに、委員会の外で、適当な団体あるいは適当な場合におきまして、委員会以外の場所、そういう内容の原子力行政の根本に及ぶようなことが検討され、原子力委員外の人々を中心になつて原子力行政の問題を検討しておつて、何かその結論の出るやうなところを委員会に持つてきて、それを委員会にオーソライズするといふやうな形で運営されているのではないかと疑念が相当強く出ておる。すこし湯川さんの問題に関連する問題やら、最近新聞論調やその他でもたくさん見られるところでありまして、この点につきまして改訂すべきものは改訂すればいいのでありますから、宇田長官の就任以来、原子力委員会の運営を見ておられまして、ほんとうに大事な問題がほんとうにここで論議されつつあるかどうか、外から適当な結論が押しつけられつつあるのではないかと、この問題につきまして、率直な御見解を承わつておきたいと思ひます。これが第一点。

関連いたしまして、第二点といたしまして、最近そのやうな原子力委員会の運営の弱体化あるいは原子力委員会の自主的運営の欠如等について批判があらますために、これを強化するがごとくに、最近におきまして原子力懇談会なるものをお考えになりまして、宇田構想として伝えられております。何か聞くとおれば、原子力行政につ

いて、これが原子力委員会の内容を事前に相談する機関になるやうでもあり、あるいはまたこの委員会の事前の打ち合せ懇談会になるやうにも伝えられて、いろいろに伝えられておるのであります。この原子力懇談会なるもの、宇田構想として伝えられておるものについて、長官の真意並びにその考え方の内容を承わりたい。

それから第三点は、同じやうな関連でありますから一固めに伺ひますが、今前田委員から聞いておられましたところの原子力委員会の事務スタッフの問題であります。いつかこの委員会におきまして、同僚委員、多分中曾根委員だつたと思ひますけれども、その必要性を述べられておつたことを私は十分承知しておる。そういうことは、どこに相談があつたのかどうか知らぬけれども、数日來の新聞によると、きよとときと、そんならばという話で、原子力局の適当なスタッフを原子力委員会の適当なところに持つていけば、大体そういうことになりやうだといふ話が出ておる。どうもこの辺は不明朗なやうでありますし、そして内容がどこにあるのか、私どもは事務処理及びその辺の処理につきまして、何か非常に恣意的な感じ、動かされておるやうな懸念なきを得ないのであります。この辺につきまして宇田長官の率直な考え、方針等を伺ひたいと思ひます。この三点をまず伺ひます。

○宇田國務大臣 原子力委員会の運営につきましては、それぞれの委員が専門的な経験を持つておる方でありまして、その専門的な問題についてはそれぞれの立場でそれぞれの関係先と協

議をし、そして委員会への運営の万全を期する、こういうことは当然でありまして、その面におきましては積極的にそれぞれの委員は活動をしていただひます。従つて、委員会の運営につきまして、委員そのものの発言が外部から圧力を受けて左右されるということはないと思つております。

それから第二の強化のための懇談会といふことですが、これは要するに予算が三月末で大体承認をされ、両院を通過する、こういう見通しが立ちましたので、九十億円に上る予算の運営について万全を期さなければならぬが、それにはあとなお数件の法律案件があります。あるいは条約交渉の問題も、われわれの関係の深いそれぞれの部門の責任者との意思の疎通をはかる必要がある、そういう意味で法律的なむすかしい条件というよりも、むしろ当面の情勢に合うための思想統一をこういふふうな取り計らいではかつたらいいんじゃないか、そういうわけで懇談会のメンバーにどういふやうな人を求めていくのがいいかといふことを、合同委員会の理事の方々を中心として御意見を聞く、そういう会は持ちました。それで、その結論がどういふことであつたかといふと、自民党及び社会党の原子力関係に非常に経験の深い議員の諸君、それから原子力委員全員、産業会議の議長、副議長、研究所の理事長、副理事長、燃料公社の理事長、副理事長、学術会議の議長、副議長及び原子力問題に関する特別委員会の委員長、そういう諸君に集まつていただひて、ただいま申し上げましたよ

うな問題について話し合いをししようじゃないか、こういうことではありません。それから第三点の、原子力委員会に事務局をつけるということであり、これが、これも予算決定に伴って当然考えなければならぬことでありまして、予算の見通しは三月末日で十分つくという事になりましたから、四月一日からは、われわれもいたしましては、新しい予算に伴うところの会の運営はからなければならぬのですが、御承知のように、予算規模の拡大に伴いまして、事務局は非常に複雑さを増してきております。また一名常任委員になっていただくこと、そして一日から有沢委員にその常任委員になっていただく、そういうほとんどみなが常任委員に就任せられる。そういったと、常任委員の仕事の分野が、それぞれ予算規模の拡大に際しまして事務が増して参りますから、当然調査事務あるいは委員会運営の整理に當るべきもの、あるいは常任委員に対する秘書等が当然なければ運営上支障が起るおそれがありますから、そういうものを新たに作る。そして、委員が調査をし、あるいは企画をする場合のスタッフを直接自分で持つということでありまして、その規模はただいまの予算において最も合理的な程度の規模でこれと考えて運営をはかり、こういうことでござい

この際質問を集中したいと思ひますので、お含み願ひます。今説明したような事情でありますので、きわめて短時間でありますが、質問は小瀬長官に集中していただきたいと思ひます。齋藤三君。

○齋藤三君 防衛庁長官がお忙しい中を御出席下さいましたので、この際簡単に伺ひたいと思ひます。この際、市長及び市会議長から陳情書を受け取ったのでございまして、この陳情書の内容を見ますと、米軍の爆撃演習地として勝田市の海岸にありまして三十三万坪の敷地の中で、原子燃料公社の精練敷地として、原子燃料公社当局もそこに設置を要望しておる場所を勝田市の発展のためにぜひとも米軍から返してもらいたいという交渉を今までやつておつたのであるが、それが拒否された、これではとうてい市の将来の繁栄計画も成り立たないから、何とかこれを精練敷地として使用できるように全力を傾注して取り計らつてもらいたい、こういう陳情書の意味であります。御承知の通り、東海村には原子力研究所が設置せられて、あの地帯を中心としてここに日本の最初の原子力センター建設ということが国家的にもまたいろいろな対外的にも大きく考えられておるのでございまして、われわれも、これに對しましては、非常に重大な意味があると考えておるのであります。しかも、その図面を見ますと、自衛隊の工兵爆破爆撃地があつて、その近傍を第二候補地とし、それから離れたところを第三候補地とし、また第一候補地というのもあるよう

に重大な問題であり、地元でも要望せられておられますので、私ずつと最近も、これは直接的にどこを指定するということでは科学技術庁の方の問題でありますけれども、われわれが積極的に協力するということの意味で、実は先方に派遣していろいろ検討させておるのであります。そこで、すべてに支障を来たさないように、お互いに多少の不便をしのいでも何とかこの地方に一方所置きたい、われわれの方もいろいろなことをするが、同時に三十万坪というのでなしに、そこを縮小し得るあるいは減少し得る余地があるならば、あるいは住宅地区の五万坪というものは市の方にも所有地があるようであり、そういうところを市の方にも考えていただくというようにいたしまして、實際的な解決をいたしたいという考え方で、現在この点についてせつかく検討を進めておる次第でございまして、

が将来、相馬ヶ原ではありませんが、いろいろ問題を起すことにもなるので、残念ながらこれに應じ得ないという意向を漏らして参りました。その点は燃料公社側にも同様に申し伝えたくてございまして。この第二候補地につきましても、これは現状では残念ながら、爆撃作業なんかのために、東西へは割に幅が狭いので、技術的に見まして、これをどこか全然違つたところに移さない限りこれを認めるわけにはいかない、非常に危険があるというような状態でありまして、もう一つは、ただいま説明しましたような考え方を私どもとしては持つてゐる。一応これは行政協定によつて提供せられた区域であつて、これは正式な共同使用の場所ではなく、ただ好意的に、自衛隊の方にも演習地がないから使わせておるといふような格好になっておりますので、われわれの方でいろいろ考えましても、なかなか向うとしては、今申しましたような危険を将来与えるというやうなことが万が一にもあつて問題を起せば、日米関係にもおもしろくない影響を及ぼすというやうな考え方もありまして、その容易にはこの話は、法律的に申せば向うの接収地でもありませんので、片づき得ないというやうな事情もある次第でございまして。でありますから、私は今朝も宇田長官にも、また佐々木局長にも申しましたが、われわれの方はだいたい検討しているもので、一つ主管庁である科学技術庁においても、燃料公社の問題ではあるが、しかし、中に立つて大いに現実的な解決方法を見出そう、これは現地に人を出そうというやうなことを話し合つたやうな次第でございまして、私たちとし

○有田委員長代理 佐々木委員に申し上げますが、実は小瀬長官に十一時五十分までの約束でこへ御出席願つたのです。従ひまして、小瀬長官に質問する人が相当多うございまして、宇田長官はもつとずつとあとまで残つていただきますから、まず小瀬長官に

坪あるうちから三十万坪でございす。聞くとこによりまして、十七万坪ともいわれておるのでございまして、これを割愛して原子燃料公社の精練敷地とするということ、これはいろいろな意味から非常に必要なことである、そう考えられるのであります。特に従来の原子力関係の敷地問題について、いろいろな問題が起きたのでございまして、この際この問題を解決いたしますには、ぜひとも国内の思想を統一して調達庁を通じて米軍にその返還を強力に要求するというのが私は最も妥当な方法だ、そう考えておるのであります。が、防衛庁長官といたしましては、この三百五十万坪中の、防衛庁が原子力全体の発展のために支障がないと認められる個所をみずから進んで割愛して、この原子力発展のために寄与せられるというお考えがあまりになりませんかどうですか、その点を一つ伺ひたいしたいと思います。

○小瀬國務大臣 今自衛隊の方で爆撃をやつておられますのは、この三百五十万坪のうち六十万坪の地区で、北の方の部分でございまして、これはもちろん南の方へでも動かせばいいのですが、南の方は航空部隊が使つておられます、いろいろ飛行機が発着するといふやうな関係で、なかなか南の方へおろすこともできない。そこで、どこかよそにいいところがありますならば、もちろんそこへ移して、ここを撤去するといふことを考えなければならぬのであります。しかし、御承知のやうに、基地の問題はなかなか容易でございませぬので、今そういう見當がつかない。しかしながら、御指摘のやうに、燃料公社の敷地というものは非常

に重大な問題であり、地元でも要望せられておられますので、私ずつと最近も、これは直接的にどこを指定するということでは科学技術庁の方の問題でありますけれども、われわれが積極的に協力するということの意味で、実は先方に派遣していろいろ検討させておるのであります。そこで、すべてに支障を来たさないように、お互いに多少の不便をしのいでも何とかこの地方に一方所置きたい、われわれの方もいろいろなことをするが、同時に三十万坪というのでなしに、そこを縮小し得るあるいは減少し得る余地があるならば、あるいは住宅地区の五万坪というものは市の方にも所有地があるようであり、そういうところを市の方にも考えていただくというようにいたしまして、實際的な解決をいたしたいという考え方で、現在この点についてせつかく検討を進めておる次第でございまして、

が将来、相馬ヶ原ではありませんが、いろいろ問題を起すことにもなるので、残念ながらこれに應じ得ないという意向を漏らして参りました。その点は燃料公社側にも同様に申し伝えたくてございまして。この第二候補地につきましても、これは現状では残念ながら、爆撃作業なんかのために、東西へは割に幅が狭いので、技術的に見まして、これをどこか全然違つたところに移さない限りこれを認めるわけにはいかない、非常に危険があるというような状態でありまして、もう一つは、ただいま説明しましたような考え方を私どもとしては持つてゐる。一応これは行政協定によつて提供せられた区域であつて、これは正式な共同使用の場所ではなく、ただ好意的に、自衛隊の方にも演習地がないから使わせておるといふような格好になっておりますので、われわれの方でいろいろ考えましても、なかなか向うとしては、今申しましたような危険を将来与えるというやうなことが万が一にもあつて問題を起せば、日米関係にもおもしろくない影響を及ぼすというやうな考え方もありまして、その容易にはこの話は、法律的に申せば向うの接収地でもありませんので、片づき得ないというやうな事情もある次第でございまして。でありますから、私は今朝も宇田長官にも、また佐々木局長にも申しましたが、われわれの方はだいたい検討しているもので、一つ主管庁である科学技術庁においても、燃料公社の問題ではあるが、しかし、中に立つて大いに現実的な解決方法を見出そう、これは現地に人を出そうというやうなことを話し合つたやうな次第でございまして、私たちとし

ては、できるだけのことを行いたしたいと考えております。

○齋藤委員 他に御質疑もあるようでご覧いただきますが、私の質問は終わります。従来この原子力問題に関する敷地については、原子力研究所の敷地が大きい取り上げられましたが、原子力委員会としては武山を最適地として決定をいたしましたのであります。しかるにこれは防衛庁の水陸両用の演習地として最適地であるから、ぜひとも防衛庁に割愛してもらいたいということでも武山を断念いたしましたのであります。

原子力研究所が東海村に参りましたのも、やはり原子力問題も重要であるけれども、防衛というものも重大であるという妥協的な考えから処置をいたしましたという経過もありますので、この際ぜひとも防衛庁におかれまして、この爆撃演習地を適当な地にお移しになつて、原子力センターの完備をはかるように、防衛庁長官の特段の御配慮をお願いしたいと思つたのであります。これに對しまして一つ御返事を賜つておきたいと思つたのであります。

○小瀬国務大臣 先ほど申しましたように、代替地を認めるということは非常に困難でございます。しかし御趣旨の点はまことにございまして、さういふので、最善の努力をいたしたいと思つております。ちやうどここをよそに移す場所が見つかるとか見つからないか、またそれに対して非常に時間がかかつてはかえつて御迷惑かと思つたので、その点については十分注意を休して協力いたしたいと思つております。

○中曾根委員 閣下して、今、防衛庁長官のお話によりますと、人を派遣して

て両方で話し合いを進めたい、さういふふうに実は受け取れたのであります。さうしますと、この米軍の地域あるいは自衛隊が使用してゐるところの中だけで、両方で話し合つて適地を探していただける、さういふふうに解釈してさういふのであります。

○小瀬国務大臣 私の言葉が足りなかつたかもしれませんが、実地に見まして、たとえば演習地のこの点はいくぶんじゃないか、いろいろあれば、もちろん指定区域内についても、私としてはキューターなりジュナル・スミスなりと喜んで交渉いたします。しかし、今までのところでは、残念ながらさういふん押ししたけれども、こつちの原子力研究所のある場所と演習地の間のところには固有財産もあるようでありまして、松林もあるようです。それで、これは十分広さがないということでも、それではその南の方ではだれだれ伐採ができるか、またさうなれば、現地で一応調べていただければ、私の方でも米軍側に交渉を果して成功するかしないかの点は確約できませんけれども、最善の努力をいたすつもりであります。とにかく今までは第三候補地などをこつちではつきり指定しておけるけれども、もう少し考へ方の余裕を持つような取り計らいの方法はないだろうかというところを調査したい、さういふ気持ちであります。

○中曾根委員 ぜひさういふお気持ちでこの問題が早く落着くように、御協力願ひたいと思つたので、燃料公社の方でも自分の方の見解にとらわれることなく、防衛庁ともよく相談して、両方できあがったという点を早く決定してもらつて、さうして今度は防衛庁と

一緒に進めたい、さういふところがあるればさういふ努力をしていただきたい、このことをお願い申し上げます。

○石野委員 ただいまの問題に関連して、今、小瀬長官からは、一応人を出して、現地の事情を見て、もう少しよりお互いが話し合ひのできるような場を求めたいという御意見がありました。が、大体今、予想されております地域というものは、長官はどういうところを考へておられますか。

○小瀬国務大臣 これは係の者から説明した方がいかにもわかりませんが、私の最初地図で見ました気持では、この晴嵐荘——あれは放射線研究所がございまして、その北側に原子力研究所の拡張予定地もあるようでありまして、それは使えないにいたしまして、その境目の方では、この演習地の北に伸びて非常に狭くなつておりますあの辺を何かお互いに譲り合つてもう少し折れるならば、——今までの御指定になつておられます第二候補地は、陸幕の説明によると、爆発危険区域にその三十万坪が食い込もうとするというところでありまして、実際問題としてなかなかむずかしいのではないかと、さうなればもう少し北の方で何か方法があるのじゃないか、そして、あるいは勝山市にお願ひいたしましたならば、住宅地の五万坪というのがあるいは、住宅地の五万坪があるのじゃないか、私はあくまで建設的な立場で何とか解決したいと誠意をもつて進んでおるつもりでございます。

○石野委員 現地の方としても、住宅地域の五万坪とか、その他切り離していいような場所についての敷地を提供

することの心構えはあるようでありまして、それから、公社の方でもそのことは考へておるようでございます。さういふ点については問題はないと思つたので、ただ問題になるのは、原子力研究所の用地に大抵接近した地域で、さういふ公社の敷地を求め得られるかどうかという点にあるかと思つたので、そのことは将来の日本の原子力産業の観点に立ちまして、きつめて大

事なことであると思つておるわけでございます。

そこで長官に承りますが、ただいまのさういふ用地を求めるに當つて、現在の爆撃演習場でございますが、この爆撃演習場というもののついでに少しでも南の方にずらすとか何とかいふ考慮は、あなたの方では全然されてないのですか。

○小瀬国務大臣 その点はまさしく非常に苦労いたしまして、空爆の方の演習の中心地とか、それとかち合つた場所、たとえば一日置きに爆撃をやるのですから、さういふ点で何か話し合ひはつかないものかというので、十分検討いたしました。もう一つは、第三候補地のところの三十万坪というものは、接収はされておるけれども、あの西側は事実上耕作してあるのです。さういふと、法律上の議論はありまして、現実の問題として、あの第三候補地をさあ実行するといふ段になると、おそく燃料公社も困られる問題が出て来ないかと思つたので、だから、これを今後推すのがいいのかどうか、また燃料公社なんかはつきりした線を推さなければ、その際あれをちやつとつづいてみて、あれもどうもだめだ、アメリカの方ではかにしてかかる

ということになつても困りますので、私はさういふ意味で誠意を持つて取り扱つておるつもりであります。ただ南を推すといふことは、さらに私は検討しますが、最近いろいろ爆撃関係をやつておるところ、それから陸上幕僚幹部の部長、これは旧軍人の方ですが、これとも私検討いたしました。非常に困難があるということですが、しかし、今後幸ひにして科学技術庁の方も協力してくれるということになれば、行つてみて、常識上ある場合において正しいものなら、これはさういふのではないかと案があれば、さういふことを推し進めていきたい、さういふ気持ちです。

○有田委員長代理 この際お諮りいたします。原子燃料公社理事長高橋幸三郎君を参考人と決定し、その意見を聴取したいと思つたので、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○有田委員長代理 御異議がなければ、さう決定いたします。

○塚原委員 ちよつと関連して、今、小瀬長官のお話の中で、北部の方の敷地の問題に触れたのであります。これは敷地ではないかと思つたので、十萬坪でありますけれども、そのうち實際五萬坪くらいしか使えない。しかも燃料公社としては、予算その他の関係で、さういふ敷地をきめなければならぬ、非常に目の前に迫つた問題であると思つたので、今、長官は、係官を派遣して、現地の調査を行つておるといふお話でありましたが、これは相當に急を要する問題だと私は考へております。われわれも相當今日まで研究した末、第二候補

地、御手元にあると思いますが、これが一番いいのではなからうか、しかしこれについては今言った工兵隊の関係もあるという話もありました。ですが、実は勝田市としましては、いろいろ問題はあったのでありますが、そのほかにも演習場を提供するというときに、市が一致協力の態勢で自衛隊に協力するというような、きわめてほえましい空気もあるわけでありまして、今度の問題でちよつと気分的に妙なものになることをおそれているのですが、割愛できるものなら、早急に御研究願つて結論を出していただきたい、この結論というのは、一体いつごろ出るでしょうかということをお聞きしたい。

○小瀧国務大臣 私の申し上げたことが誤解されていると思いますが、北と申しましたのは、原子力研究所の北側ではなくして、原子力研究所と演習場の間側を言つたわけですね。向うは、地元でもあまり喜ばれないということも私聞かされております。ただ、いつまでもにやるかとおっしゃることは、この解決方法をどういうことに決定するかという点によつて異なります。私の今まで相当誠意を尽してアメリカ側と話し合つた経緯から言へば、この中へかりに防衛庁が使われたいと、まだ自分らの施設区域内で問題を起しては困るという気持が相当強いことをは看取しております。でありますから、たとへば第二候補地、これが一番いいのだ、これでやれという事になれば、アメリカは、こつちが押せば、それではもう少し考えようといつて返事をよこさない、一カ月も二カ月も、幾ら押しも引くばつても返事をよこさないというおそれがあるのではないかと申します。さつきから遠回しには申しましたけれども、それも一部には考えなければならぬ。もう少しほかの方でも犠牲を払うという誠意を示さないと、アメリカは、いい悪いという問題を離れて、実際問題として、お急ぎのようだから、その点を向うと話す際にも、そういうふうに書類も出していろいろした方が都合がいいのではないかと考えて進んでおります。

○堀原委員 この前、アメリカから拒否された文書を拝見し、またその代案をも承つたのですが、ジョンソン基地の第一線部隊の方の、危険を与えるというお話もありましたけれども、そういう面からいいますと、この情勢から見て、第二候補地では米軍のそれだまが来ると思はれられない、これは一番いい場所だと考えております。高橋さんも今日お見えになっておるから、あとで質問したいと思つておるが、燃料公社としては、技術的な面から見て、海岸その他の技術的関係から、この地点が一番よろしいというところもわれわれ聞いています。それから、そういう気持も察せられた上で、防衛庁長官として、この折衝に當つていただきたい。これは希望を申し上げておきます。

○石野委員 それでは、もう一つお聞きしておきたいのですが、この第三の候補地というのには、先ほど来言つておられますように、農民がこれを使つておるといふ実情などもございます。ところが、第二の場合は、今、堀原さんからもお話があつたように、非常に北の方になつておつて、工兵隊の爆破演習を除けば、米軍の爆撃演習にはさして影響はないというふうに見られる地域です。従つてこの際、宇田大臣と両方に御意見を承りたいのですが、将来の原子力産業の立場からいいますと、工兵隊の爆破演習という問題は、これは演習でございまして、原子力産業の将来性という点を考えますと、その比重の度合いがすいぶん違ふと思つております。この際一つ小瀧さんには百年の計をこえてお考えいただきたい、積極的に原子力産業の育成に御協力していただき、今日特に公社の方が切実に要求しており、また最も適地だといわれているこの地域について、積極的な御協力をしていただくことの御意思があらうかと、もう一度確かめておきたい。

○小瀧国務大臣 先ほどから申し上げますように、私としてはできるだけの努力をいたしたいと思つております。○石野委員 宇田大臣の御熱意は……○宇田国務大臣 ただいま小瀧長官からもお話がありましたように、この問題は防衛庁と共同でもつて、先般の御趣旨に沿つて、第二候補地を中心として、現地に於いて両方の役所からそれぞれ事務官を出しまして、今明日中に、現地に於いて、希望の坪数あるいは技術的にどういふ地点が好ましいか、あるいは地形の状況がどうなつておるか、それが演習との関係でどういふふうな考慮を払ふなければならぬか等、両方の専門的な技術的立場をよく理解しながら調査を進めておる、こういうことでもあります。この調査報告を待つて、協議をして、アメリカ側に交渉を始めようじゃないか、そういうふうな打ち合せは先ほど決定いたして

おりますから、直ちにそれにとりかかると、こゝろから考えてございませう。○佐々木(良)委員 途中に別な問題が入りましたので、何だか気が抜けて困るのだけれども、もう一ぺん問題を元へ戻しまして、原子力政策の基本的態度を定めるのは、本来原子力委員会であるはずであるにもかかわらず、原子力委員会の運営について幾多の心配な事項並びに心配な症状が現れておるというのを私どもが指摘いたしました。そして三点の問題を伺つて、一応の御返事を待たすところで、ほかの問題が入つたと思つて、その三点の御答弁であります。私はどうも何だかあまりはつきりしないし、了解いたしかねるのがあります。第一の、原子力委員会がほんとうに自主的な運営を欠いておるのではないかと疑い、第二の御答弁は、そんなことはないと言われただけで、これは事実上の答弁にもならないし、おそろしく水かけ論になるのではないかと、さういふふうな疑問で具体的な御伺ひを思つておつたのであります。この前、動力炉の輸入の問題を伺ひましたが、それは第二次石川ミッションが行つてからの結果に待つんだというふうなことを言われる。一方におきまして、原子力委員会では、別にまだ石川ミッションの問題はそれほど具体的に話が出ていないようにも聞える。ところが、民間の原子力産業会議とか、あるいは石川さんを目の前に置いて恐縮でありますけれども、石川さんの周囲からは、いろいろな話があるようにうわさされるわけがあります。同時にまた、原子力炉の輸入機構の問題につき

ましても、原子力委員会でもまだそれほど検討されておるようない意向も承わらないのにもかかわらず、石川さんの周囲と言つたらまた懸念があるかもしれませんが、原子力産業会議だとか何とか、その辺では、東西で民間会社を二つ作つてどうかとか、さういふいろいろな計画も出てはきておるのではありません。そして、適当なときにそれが原子力委員会ですうつと通つてきて、何か具体化しそうな気配を原子力の関係部門に与えているような印象を受けるわけがあります。これは一例であります。その他の基本方針の決定につきましても、ほんとうに相当な時間をかけ、相当な検討が深刻に委員会の中でされておるというの

は見えてなくて、何か別なところで話がされて、そして原子力委員会自身は何か手打ちの場所とか、形式的に最後の結論のつじつまを合せる場所のような格好で運営されているように私どもは拝見せざるを得ない節がまゐるわけがあります。従ひまして、私はこれらの問題につきましても一ぺんほんとうに——私は今いい、悪いを言つていゝるのではない。変えようと思へば変えられるわけですから、率直な宇田長官の御意向を伺ひたいと思つて、これがこの問題の第一点であります。それから第二番目の原子力懇談会の問題につきましても、何か今、長官のお話は、質問の途中が折られたやうな感じで、私ははつきりしなかつたのであります。承りますと、国会議員のほかに、関係の——といひますか、産業界の人々とか、さういふ人々も入れて、立法と行政との間の意思調整であ

りますとか、当面の問題の思想統一の問題でありますとか、何かその辺を懇談したい、そういうものだといふふう

に伺ったのであります。その辺、宇田構想として伝えられておるわけであり、構想をもう少し少しはつきりしますから、構想をもう少し少しはつきりします。そして、この原子力懇談会なるものを構想される理由についても、もつとつきり承わりたい。現在の原子力委員会の中では相談できないことなのか、あるいはまたこの特別委員会

との問題にもなりますので、この辺を御承知の上で一つ御答弁をお願いしたいと思ひます。

なお、さらにこの問題とやらはらになり、まず先ほど委員長のお話の中にも、原子力合同委員会なるもののお話がありました。私はこのものの性格もどうもあまりはつきりわからないのでありますけれども、新聞の伝えるところによりますと、そういう合同委員会みないなもの自身が、これは国会議員の原子力行政に関する行政干渉の一つのおそれがあるのではなからうかというような批判もどこから出ておるようにも承わられる。と思ひますと、先ほど言ひましたように、原子力委員会自身には、産業会議等々の、行政機関でもなく、国会の機関でもないところの別なものからの意向があまりに強く反映し、そのだといふ疑いを持つてゐる面もある。この辺を含めて、原子力懇談会なるものを構想された理由、構想の内容等につきまして、明確にお答えをお願いしたいと思ひます。

それから、最後の三番目の事務スタッフの問題でありますけれども、これもどうも私はつきりしない。現在の委員会でも事務スタッフがどうしても必要だといふことであり、また、正々堂々の形で、どこから見ても疑いのない形で、きちんとした法体制を伴う事務機構を作られないのか。それをせずに、何か便宜的措施を講ぜられるといふことにつきましては、私はどうも疑念なきを得ない。そして、それほど早急に現在委員会の事務スタッフをそろえなければならぬといふ情勢が出たとすれば、それはいかなる理由によつて、何をしようとして、唐突としてそのような事態が発生したのか、これを含めて、この三点をはつきりと、もう一ぺんお伺ひたいと思ひます。

○宇田国務大臣 この動力炉の輸入につきましては、御承知のように石川報告がありまして、石川報告に基いて、新しい炉を購入する今後の基本方針について、条件付でいろいろの調査報告の内容が見られます。その中で特に重要な点は、御承知のように、日本の地震に対する考慮、そしてコストを含む資金計画、この二つが重点であると思ひます。それで、地震に対する対策は、新しく地震に関するところの特別の委員会を作りまして、それぞれのエキスパートに頼んでたゞいま検討中であり、また、近日日本側の技術的な意見はまとまつて、報告を受けることができると思ひます。そのほか、炉の購入については、御承知のように資金面でもかなりのまとまつた調達条件がありますから、そういう点については、われわれは先方側の事情もあつて、そういうこととも考え合せますと、輸入機構をどうするか、だれにこれを管理せしむるか等につきましては、われわれとしてはまだ前提条件が満たされぬ関係で結論が出ない、こういうこととございします。

第二の、たゞいま話題になつております懇談会であります。懇談会は、要するに総理府の中における科学技術庁及び原子力委員会、これはわれわれの行政の組織の中にあつて、一方国会の立法府としては、今まで超党派的に合同委員会がありまして、事実この問題の取扱いがそこで、国会の公式な討論の以前に、超党派的な話し合いができてきておつたわけとございします。そういう事実を前にして、われわれは、行政府としては、たゞいま話題に出ました産業会議、燃料公社、研究所、学術会議、原子力委員会、そういうものが集まつて行政府の考え方の取りまとめはいたしてありますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい九十億の予算がここに決定された、その中でも特徴としては、三十億ばかりの債務負担行為にまかすべき部門もあります。従つて、この予算の中に盛り込まれたところの計画はかなり広範囲にわたつておりました、立法府と行政府とがよく調和をとつて話し合ひをするということについて万全を期せなければならぬ内容で、こういうふうな考えが、従つて、長期に計画を立てるための事前のいろいろの条件もあつて、そのうらふうらなことを考へ合せて、この際立法府と行政府との調和をはかる意味においてわれわれは懇談会を持つて、そして、私がそういうことを皆さんにお願ひをすることによつて、われわれの行政の運び方の万全を期するのが適当ではなからうか、こう考へておるわけとございします。

それから、原子力委員会の事務スタッフを作るにつれて、法律をもつてこれを裏づけるべきではないか、こういうこととございします。それは私は規模の大きさによつて、今後これは当然法の裏づけのある事務局の編成が必要だと考へております。自分が委員の諸君と原子力委員会の運営に當つてみました経験に徴しますと、昨年までの予算の規模におきましては、科学技術庁の原子力局の応援でもつて、事務の整理が曲りなりにできたと思つておりますが、今年の予算におきましては非常に新たな企圖も入つて参りますから、できれば法の裏づけのあるスタッフを置くべきであると思つております。しかし、それにつきましては、予算の交渉の節にも、大蔵省あるいはその他の関係官庁とも交渉をいたしました。昭和三十一年度におけるわれわれのそういうふうな申し出につきましては、政府内部の事情があつて、向うがまだ承認を承へてくれなかつたのであります。従つてわれわれは、それに必要なる裏づけの法律を政府から提出することについては運びがたかつたわけとございします。それで、とりあえずの応急措置といたしまして、従来、事實上、原子力委員会のスタッフとして置かれてあつた原子力局の職名を、このことに専任して当らしむるという便宜の方法を講じて参りたいと考へてゐるわけとございします。

○岡委員 関連して。たゞいま前田委員及び佐々木委員からの御質問も、結局は原子力委員会をもつともつと強化してもらいたいという希望に発したものであります。これは私も、おそらくは多くの国民も、ひとしく待望してゐることと思ひます。原子力ももちろん強化いたすためには、原子力委員会設置法なるものを改訂しなければならぬかもしれないし、あるいは人事の根本的な刷新も必要でもありましよう。しかし、何と申しましても、当面は原子力委員長である宇田国務大臣が、委員長としての責任を全うせられるという高い責任感と熱意と運

管上、筋を通すということが、私は不可欠だと思ふのです。そういう立場から最近の新聞紙上に伝えられているものもろのことに、若干あなた筋を通しておられるのかどうかという点に疑義がありますのでお尋ねをいたしたいと存じます。

なるほど今、佐々木委員にお答えになりました。しかしながら、たとえは合同委員会の決定にしても——私どもは合同委員会そのものの現在のあり方、少くともこれまでの実績を決して低く評価しようとはいたしておりません。しかし、これは国会法には何ら根拠のない組織であることは当然です。

このような組織が何らかの決定をする、こういう決定が直ちに原子力委員会を動かす、あるいは形はどういう形であろうとも、原子力局に対して、力の関係において、実質上強制的な力を加えることがあり得ると思う。こういう形で日本の原子力行政が推進されること、果して筋の通った話なのかどうかということ、私は原子力委員会は大きいであつていいと思うが、そういう場合には、法律に根拠を持つ組織として設置するのが当然ではないかと思う。この点について委員長のお考えはいかがですか。

○宇田国務大臣 立法院のあり方の問題であります。立法院のあり方で、要するに合同委員会、ジョイント・コミッティといひますか、これはほかの国の例もありまして、この運営は其の国の国情に応じて非常に合理的にいく場合もあり得ると思ひます。日本の国会において超党派的に、こういうふうな原子力の将来に関する問題を立法院が特別な措置をもってこれを慎重に扱

う機構を作つてくれることが必要じゃないかと私は思ひます。それで合同委員会の性格については、理想といひましてはやはり正式なもの、そして超党派のものが考え得る国民の承認をする組織が好ましいものである、それは日本にとつても必要じゃないかと思ひます。ただ、そういうものと原子力委員会と関係がどうなつてゐるか、これは前提がはつきりまだいたしませんので、ただいまは申し上げる時期ではないと思ひます。

それから、国会法に基いて国会の承認を経た合同委員会以前の合同委員会につきましては、やはり原子力そのものの持つ一つの超党派の非常に重要な案件の処理ということになりますから、自然にそういうふうな環境が合同委員会という法律の裏づけをする以前に生まれたものであるというふうにしておられます。従つて、立法院におけるそういう必要が生んでくる組織に對しては、こちらは十二分に連絡をとつて、その性格に合う話し合いを行政府はいたすべきではないかと考えております。

○岡委員 そういたしますと、たとえばこれは私も考えていることではありますけれども、合同委員会としては原子力委員会に事務局を設けるといふことが、強い要求として新聞に伝えられておる。そうすると、今度は調査官二名と計八名のスタッフが原子力委員会に設けられることになる。ところが今委員長の言われたような形で合同委員会が意見を尊重するといふ結果が、私はやはり行政の運用上幾つかの矛盾を生んでゐると思ふのです。その一つは、大抵原子力局というものは総

理府科学技術庁の内局にすぎない。ところが、一方においては原子力委員会室というよりスタッフの組織が設置されておる。これは法的には全く並立的な立場にあるわけですから、原子力室を設けるといふならば、当然法律を改正して設けるのが今、佐々木君の言われたように筋の通つた話ではありませんか。ただこゝろい意見もあつたし、運用上必要であらうからと事もなげに設けてしまふ、中途半端なものを作つてしまふ、こゝろいことが筋が通らないと思ふのですが、いかがでしょう。

○宇田国務大臣 原子力委員会の運営について、今の合同委員会の構想というのは、私、今のお話と少し食い違ひがあるのぢやないかと思ひますから、もう一ぺん念を押しておきたいと思ひます。合同委員会というものは、国会内における各党の關係における立法院間のコミッティと私は理解しております。従つて、原子力委員会はそれと關係はないものであると考えております。

○岡委員 だから、私は新聞紙を通して見てゐるのですが、三月二十九日にはあなたの部屋で合同委員会が催されてゐるのです。そして、その席上にはあるいは篠原次長を呼び、佐々木原子力局長を呼び、島村課長を呼んでゐる。この会合の席上で、たとえば事務局を設ける、スタッフを設ける、事務局を設けるといふふうな話が決定しておるといふことになれば、いよいよスタッフとして調査官を二人入れる、そのほか六名ばかりの者を入れるといふことになってくる。そうすると私は、そこに合同委員会のメンバーがお

られるので恐縮ですが、私は何も合同委員会そのものを否定しようといふのではない。法律の根拠のないそういう組織があつて、原子力行政にかかわる重要な決定をいたしました場合、行政府であるあなたの部下がそれに同調しようといふような動きを示すということになれば、これは当然立法、行政といふような關係において行政権を干犯するといふことになるのぢやないでしようか。だから合同委員会を設けるなら、あなたの方で提案なさつてもいいのだから、合同委員会設置法を設けられて、法律の根拠を与える。この手順をとられない限りにおいては、何と申しても私的なものが行政府に對して拘束を与えるということになれば、これは当然立法府あるいは立法院につなげるメンバーの私的な組織が行政府を干犯するといふ事態が起り得ると思ひます。この点は筋を通すという点からいくと、私はこゝろい取扱いが穩当ではないと思ふ。その点の御見解を承りたい。

○宇田国務大臣 合同委員会の性格がただいまのところ私的なものである、こゝろいしやるのは、私はその通りだと思ひますから、法的裏づけのない合同委員会に對して、どういふふうな話を持ちかけるかといふ限界点をどこに置かうかといふことは、なおよく検討しなければいかぬ点があるかも知れません。しかし、私の考えましたことは、別に科学技術庁のそれぞれの係員を呼んでどういふことといふのは、全部私が指図してやつておるわけ、原子力委員会をうまく運営していくためには、少くとも新しい常任委員会もできて——また従来議事録の整理その他について

も責任者が明確でありませんで、従つて議事録の整理がほかの委員会に比べて人手が足りなくて整理がおくれるといふこともあります。またそれぞれの委員が常任せられて、そして問題点について、特に外国の情報等につきましてもはすみやかな調査報告を求めたいにもかかわらず、なかなか自分の手足がないから、連絡その他が惡くて、原子力に関する肝心の重要な条約その他等につきましても、案文の翻訳がうまくいかない。そういうふうな事務的な、どうしても当面処理する問題だけに限つて見てみても、何人かの直接スタッフが必要ならば、第一秘密を自身だつて、相手国に對して敬意を表する意味で保たなければならぬが、それなかなか保た得ないやうなことが起るのではないか。いろいろな点について、私どもは實際の業務に當りますと、かなりの苦心を必要とする面が各委員にあります。それもよくわかります。そういう点についてどういふふうな考えたらいいのだらうか、あるいは立法措置を講じなければならぬのであらうかといふこと等につきまして、合同委員の諸君に科学技術庁に来ていただいて、フリー・トークングをして、問題点について意見を交換してもらつて、そういうことは私の責任においてやりました。そうして、どういふやうなところに原子力局の人間を置いて当面の欠陥を処置して、いかなければならぬ点があるのか、またそれには最小限度どのくらいの間をさくのが適當であるか、またそれをそれに當らせ等につきまして、私一々こまかい点がわからない点もありましたので、局長

その他をその場に呼んでその意見を聞き、そうして合理性のある点はどこにあるかという点の話し合いもいたしました。しかし、決定を合同委員会の諸君にお願いしたいということは全然ありません。

○岡委員 それでは佐々木君にお伺いいたしますが、調査官二名を入れるということが新聞に伝えられておるのは、これは原子力局の職員から原子力委員会の調査室の方に職員としての所属が変ったのですか。

○佐々木政府委員 調査官は御承知のように特命事項を調査するのが本来の任務でありまして、ただいまのところでは、局のメンバーで局の特命事項の調査をやっておるわけでありまして、それを委員会の御用命で直接お手伝いできるように、身分は、原子力局が委員会の庶務を扱うということになっておりますから、当然その全部が原子力委員会のスタッフでありますけれども、その中から特に分けて、そして委員の手伝いを専門にやっているとすることがよろしいのじゃないかというので、ただいまそういうことになっておったのでありますが、それをただ明確にしたというにすぎません。

○岡委員 私はそういうところが筋が通らないと思います。原子力委員会設置法の第十五条では「委員会の庶務は、科学技術庁原子力局において処理する」ということになっておる。ところが今度調査官等が参りまして、調査の仕事もある、あるいは企画もあるかもしれない、あるいは渉外的な問題も取り扱うかもしれないということになれば、庶務どころではない。そういうようなものを、あいまいもこたる中に

作ってしまうというような取扱いは、私は違法とまできびしく言いませんが、やはり委員長としては筋が通らないと私は思うのです。委員長の答弁を求めます。

○宇田国務大臣 従来、原子力委員会の運営のために必要な事務処理というのは、科学技術庁の原子力局でやっております。そうして、実際上の運営から見ますと、原子力委員会が持つところの法律上の処理しなければならぬ事項がありますが、それは非常に広範にわたっております。あの法律を見ますとかなり過重な要求が委員会の責任の中にある。従って、実際問題としてその法律の要求しております通りの運営をいたしますと、むしろ立法措置をもってその目的に合うだけの人員をここにそろえるべきであると思っております。しかしそれが、関係省庁との交渉をいたしまして、なかなか容易にそういうふうな新しい人員増加ということは認められがたいのが現状でありまして、それで立法措置をとる以前の便宜手段として、昨年来原子力委員会にほとんど専属のようには科学技術庁の原子力局から、他の仕事を差し置いて何人かがかり切りであります。そういうわけで、ここに新しく話題は提供せずしておりましたが、事実上の運営はそうなっております。従って、事実上基とところの今までの習慣をどういうふうに表示をしていくことが適当であるか、またそういうふうなものに明確な任務を与えるのが適当であるかどうかという判断を与えるのは、これはわれわれは、いつかの時期にはそうしなければならぬものだと考えておりましたけれども、なおこつちで

独断をしない方がいい、よく従来の経緯を知っておる者、また立法措置をとったときの関係者にもそういうことについては十分協議をするのがよろしい、こう考えて相談したようなわけでございます。

○岡委員 とにかくただ便宜的に必要であらうと思われ、また第三者の意思が入ってきたからというので、便宜的に、法律の規定というものはとんちやなく作ってくだるといふようなことは、私は原子力委員会の大きな権威そのものを引き下げるような結果になつてくるのじゃないかと思つております。佐々木さんの時間を取つていますから、最後にお願いしますが、委員長、やはり筋違いじゃないかと思つてますよ。そこで問題は、二月九日の議事録を拝見いたしました、原子力委員会では、アメリカ並びに英国とその草案を検討した上で、動力協定の交渉に入るという方針を決定しておられます。ところが、これが外交上の事由もありまして、公けにされなかつたというところは、私はきわめて遺憾と思つてます。委員長はよく自由、民主、公開の原則なんということを言っておられますが、これは、この間の委員会まで、明確なところはわからなかつた。それはそうといたしまして、この間の三月二十九日に、あなたは閣議で、原子力委員会の了承を何ら得るところなく、新聞の報道によれば、アメリカ、英国、加ふるにカナダと可及的すみやかに一般協定の交渉に入る、さらにソ連を含む欧州各国、東南アジアとも一般協定締結の可能性について外務省を通じて打診をする、こういうような発表をしておられる。原子力委員会に對

しては、しかもすぐ調べてみると、その日の午後になつてから、石川、藤岡両委員を呼んで、事後に了承を求めておる。これは全く越権な決定ではありませんか。こういう重大な決定事項といふのは、当然原子力委員会の決定を得た上で閣議にも報告をし、了承を得るべきであらうし、新聞にも公表されるべきであらうと思つて、あなたは一人相撲をやっているじゃないか。そういうふうな委員長の原子力委員会そのものの権威、権限といふものをまつころから踏みこつていふのは言いたい。こういうようなやり方をされるから、原子力委員会といふものの権威といふものはますます失墜してくる。一体こういうような取扱いはあなたに妥当と思われるのかどうか。関連してもう一つ、一方ソ連とも交渉しようという意思表示をしておられる。動力協定についてまだ米國とも正式に交渉に入つてもおられないとき、ソ連とのほか各國について、はやばやとその意思表示をする。一体その理由はどこにあるのかということ。現に國際原子力機関の規約も國會で審議中なんです。これとの関連もありまして、こういうような方針といふものは、よほど慎重にかかつてもらわなければ困ると思つて、一体この場合ソ連に對してこのようないし意思表示をするとは、具体的にどういふおみやげがあるという見通しがあつてあなたにはされたのか。私は、日本の原子力行政といふものが東西兩陣營の上にかかり、岸外務大臣の言うかけ橋になるというふうな立場で大きく進められることは希望する。希望はするが、しかし、少くとも原子力委員長としてこゝまででは

きりした意思表示をされるならば、何らかの明確なおみやげが期待されるという見通しが立たなければならぬまいと思つて、この点どういふお見通しを持っておられるのかということ。それから、第一こういうようなことをうかつにやりますと、あるいは英米等との動力協定の今後の進捗においても非常な障害を来たすことさえ常識上あり得ると思つて、そういうことを一考慮されたのかどうか。

○宇田国務大臣 閣議関係の原子力技術について、新しい外務省からの決定に関する話し合いがありました。それは閣議にも提出され、そして討論されたということになつたわけでありまして、その点につきましては、國連の原子力機構ないしその準備に関する委員と將來が國が國の準備であらう、こういうふうな予想もあつて、従つて、その問題に関する一連の書類が閣議に提出されまして、これは外務委員会に付託されるということになつたわけでありまして、それに関するところの所管關係の自分の意見を述べるところの所管関係の自分の方でございまして、そのときに、原子力關係の將來については、自分たちとしてはいつの時期にこれをどういふ方法でやるかということ、これは、全然外務省その他と打ち合せをして、これにまさかなければならぬですけれども、日本の燃料關係、あるいは新しい動力炉の実験方法等につきましては、必ず英米及びカナダと話し合いを進めなかなければならぬ。これは原子力委員会にも何回となく申されたこと

でありまして、石川委員からも、そのことはわれわれは就任当初から話を受けております。その話につきましては、全委員が一致してそういう方法にいかねばならぬだろうというところは、何回と話はいたしておりました。ただその時期方法をどういうふうにするかという点につきましては、まだ原案を持って外務省に話を持っていくという段階にはいっていない。しかしこれに対する下相談は、少くともアメリカあるいはイギリス、カナダ等につきましては、石川さんが行って、そのかなりプライベートな話をしてきておられまして、そのことについてはわれわれ何回も報告を受けておりました。そういう点について、原子力委員会の立場としても、そういうふうな昨年来の話し合いの結果、いつかの時期に——どういふ時期がよいのか、それは出先官憲と外務省に判断を願わなければならぬけれども、動力協定を結ぶべき時期はそう遠くあるまいと思う、そういうことを閣議に報告いたしました。それは原子力委員会の従来の話の経過に徴して、私が閣議で、国連の機構の問題が出て、各国の名前がずっとそこに印刷されて出てきた場合に、その話をあわせて加えて報告いたしましたのは、原子力委員会の考え方と違っていないかと思っております。従って、国連の原子力機構に関する閣議における討議の席上において、日本の原子力委員会の考えている現在の段階においては、米英力と動力協定を結んで差しつかえないと思うが、その時期方法等につきましては、関係閣僚、特に外務省の判断を待つことにいたすべきであって、その時期等をただいまここで

論議をする段階ではありません。こういうことは申しました。なお原則論として、その他の各国、特に国連の原子力機構の中に加盟をするであろうと書かれてある全部の国につきましては、基本原則としてこれは当然将来動力協定を結ぶ相手となるかもしれせん。そういうことについては、的確な情報等は外務省を通じて接触を保つていただく方がよろしいと思う、原子力委員会としては外務省の報告を受けて、それぞれの判断を下したいと思ひます、そういうふうな話し合いをして閣議でその了承を得た、こういうことでございます。

○岡委員 同盟との関係においては、どういふ見通しとどういふ期待を持っておられますか。

○宇田国務大臣 ソ連との関係を特に取り上げてどういふ見通しを持つたかということは、ただいま私たちが考えておりません。というのは、国連の原子力機構の中で、特に準備委員の中にソビエトも入っております。われわれといたしましては、米、英、カナダ等ととりあえず動力協定を結ぶことが最近のうちに起る可能性があると思ひますが、ソビエトに関しては、国連の原子力機構の準備委員に入っておりますから、われわれとしてはこれと接触を保たざるを得ないと思う。従って、ソビエトを含む米、英、カナダ等のほかの他の各国につきましては、どういふ時期にこれが接触をするのか、どういふ時期に話が始まるか等につきましては、あけて外務省にその考えをわずらわさなければならぬと思ひます。そういう報告をいたしたわけであり

○岡委員 今の御答弁を聞くと、問題があまりにも便宜的に、しかも事もなげに運ばれておられるのですよ。原子力委員会のお茶飲み話の席上で、国際原子力機構に加わっておる関係各国との間にいろいろな接触を持とうというお話が出たかも知れません。しかし、動力協定は、二月九日には、明らかにアメリカと英国と、その双方に対して交渉を開始するという決定なんです。これが原子力委員会の決定なんです。ここにカナダというものは何も、ない、いわんやソ連もなければ、東南アジアの諸国もありません。それを勝手にあなたは閣議において報告して藤岡さんに事後の了解を求めた。こういうことが独走というものでないですか。どういふふうなことでやられた目には、原子力委員会の民主、自由、公開というものの、民主的な運営というものはないじゃありませんか。少くとも閣僚人事に準ずる、国会が承認を与えておる日本の権威ある諸君をもつて構成されておる原子力委員会が、重大な問題について事後の承認を求められる。こういうことでは、原子力委員会の権威をあなたは無視するだけじゃない、原子力委員会の民主的な運営というものを全くじゅうりんしておるではありませんか。今あなたがこまごまとおっしゃられますが、それはあなたの心境だけのお話であって、心境としては承わりますけれども、少くとも委員長としての運営のルールから見れば、それだけでは決してわれわれは釈然とするわけにはいかないのですよ。しかも外電の伝えるところによると、あの後段の発言があつたために、米国ではかな

りのショックがあるとさえ伝えておる。APでも伝えておられますが、そういうことになったら、あなたは原子力委員長として政治的責任をどうされるのですか、その点はつきり言つて下さい。

○宇田国務大臣 カナダとの関係をどうするかという点につきましては、何回となく原子力委員会で話が出ておりました。そしてその線に沿つて、全然かけ離れたものを報告をしたというわけではないのであります。従って、その直後において委員会の皆さんに、従来の経緯にみても、どういふことを運ぶということは、それは差しつかえない。非常に飛び離れた奇想天外なことであつて、原子力委員会そのものの全体の空気と反対である、こういうふうなことはなかつたから、そう運んで差しつかえないというこの了承を得たわけでありまして、そういうふうに運ぶことは、私は自然であつたと思つております。

それから、その他の諸国に対する態度の表現でありますけれども、そのうち参りましたAPの記者にもよく話しておきました。それは、国連の原子力の機構の中に日本が入つて、その準備委員としてこれからいろいろなことで協議に参加しなければならぬのだけれども、その場合に、各国との接触を保つことが始まるであろうと、そうしますと、われわれは出先の関係に対して、相手国はどういふことを考えておるかという点を十分に調査してはもらふということ、自分たちとしては特に必要なことであるから、それを外務省を通じて希望しておるのだ、

そういうことは申ししておきました。ただし直ちに原子力協定を結ぶとか何とかいうことの下準備をしておるといふことでは全然ございせん。言葉のニュアンスをどういふようにとられたか、悪く誤解されては困ると思ひましたから、APの記者には特にそれを念を押して、この問題は非常にデリケートな問題であるから、現在自分たちが行政措置をとるといふのではなくて、特にプリンシプルとして、どの国とそういう話をしたいか、どの国とは話をしてもよろしいかというふうなことをやらぬという原則をわれわれは持つておるのだ、従つて、国連の原子力機構の中にいて各国と接触を保つのは、これは当然の前提でありますから、それに付随して起る問題につきましては、外務省の出先官憲を通じてわれわれは的確な情報をもりたいと思ひ、どういふふうな意味でありますからというところを、APの新聞記者にも話しておいたのであります。

○前田(正)委員 閣下質問ですから、一点だけに限つて私は御質問したいと思ひます。先ほどの佐々木委員の第三の点であります、原子力委員会の事務局を設ける問題であります。これは今、岡委員からありましたけれども、われわれ合同委員の諸君が決定して押しつけたというところはありますし、また合同委員会の方が希望しましたのは、現在政府でやろうとしておるようないまいなものではありません。われわれは、原子力委員会の法律による設置から見ると、当然これは法律によつて事務局を設けるべきであるのではないかと、どういふよりなものと明確な権限とか趣旨を明らかにしたものをやる

りましたが、当然そういうことは私はできないと思う。科学技術庁の原子力局の中に委員会担当の人を置くということは、現在の法律でできると思ひます。これは科学技術庁の原子力局の仕事の全体をやるわけですから。しかし、その意見というものは、あくまで科学技術庁の長官を通じて原子力委員会に諮るべきであると思ひます。

○佐々木政府委員 その通りです。○前田(正)委員 それではこの際大臣に最後に質問をしてお願ひしますが、委員長は、今、原子力委員会のあり方について検討されるということでしたけれども、私はさつき要望しました通り、原子力委員会の運営、それから委員の構成とか事務局の問題とか、こうした問題については、この国会中に可及的すみやかに、原子力委員長としては、また科学技術庁長官としては検討される御予定であるか、その心組みをお伺ひしたい。

○宇田田務大臣 できるだけすみやかに、そのいう事務局構成については検討いたしたいと考えております。○中曾根委員 関連して。ただいま原子力問題に關しての質疑応答を承わっておりますが、私はちょっとお尋ねしたいことがありますので、お許し願ひたいと思ひます。

一つは、石川さんにお尋ねしたいのですが、原子力委員会の強化という問題がありまして、非常勤委員というものは常勤委員にした方がいいのじやないか、たまにばかんと来て、据えせんを食わされるような形がいづも展開されるのでは、これから膨大な予算をかかえてやる仕事について任務を果せられないのじやないか、ほかの委員との間

のペースが合わないのじやないか、こういうことが一つ考えられると思うのです。この点、石川さんからお答え願ひたいと思ひます。

もう一つは、宇田さんに、原子力政策の超党派性という問題についてお尋ねしたいと思ひます。原子力政策を強力に推進しなければ近代国家の列に入れないことは常識でありまして、世界の情勢を見て、それを推進しているのは何の力かというを見ますと、イギリスにおいても、アメリカにおいても、ロシアにおいても、それは軍部の力であります。軍部が初めこれを推進してきて、最近平和利用に転換してきて、日本の場合、これを推進するのは何であるかという、軍部がありませんし、また軍部がやうてはならぬ。そうすか、政府がやるということになる。しかし政府がやうてはならない。これ独走するということになるので、これもまたよくない。そういうわけで、結局これは国民代表である国会がその母体になり、推進力になって立法しなくてはならぬ。国会がやうてはならない、結局国会を構成している政党が母体になつて、国民の意思を代表して推進すべきである、これが一番民主的な方法である、こういう考えのもとにわれわれはいろいろな基本法を作るときに超党派性ということを確認し、また各党においてこれを確認し、でき得べくんばアメリカにおけるような上下合同委員会を作ろうとして、実は法案の整備までやつた。しかし合同委員会を作ることとは、日本の憲法や国会法の関係もあつて、もう少し検討を要するといふ各党のお話があつて、これはできなかった。ところがその当時、各党の総務会

並びに執行委員会の決議によつて、各党から代表を出して各党の政治協商会議を作つて、それを代表して推進しよう、こういうわけで合同委員会ができたのであります。これはアメリカにおけるようなジョイント・コミッティをどうしても作る必要があると思ひます。それは日本のおくれた原子力政策を民主的に推進する方法として残されたただ一つの方法であると思ひます。しかし、今日の状態になつてみると、いろいろ立法や何か進んできまして、一応仕事は軌道に乗つたように見えるけれども、一つここに大きな問題が出てきた。それは何であるかといふと、動力協定あるいは動力炉の輸入建設の問題であります。この問題こそ、将来の企業形態あるいは資本系列、技術系列等にも關係する問題であつて、これこそまさに超党派的に推進しなければならぬ問題である。そういう点から今までわれわれは原子力委員長にいろいろ助言をして、原子力委員長がやまやまなきを期して、超党派性を確保するために、われわれが手足となつて各党と話し合ひをし、おせん立てをして、そうして話し合ひがついたところで、委員長は独自の判断に基づいて行動してこられたと思ひます。私はその方針は決して間違つていたとは思ひません。将来もこれは継続すべきであると思ひます。しかし、この膨大な問題とここにかかえて、日本の原子力政策というものが胸突き八丁にかかつてきた今日、今までのような合同委員会のみでやつていいかどうか、これはもう少し検討を要するところがあるし、あるいは立法する必要があるで

しょう。そういう点についてはわれわれもいろいろ考慮をめぐらさなければならぬけれども、その一つの思想の表れとしてできたのが懇談会という思想であつたと思ひます。私はここで委員長に質問したのです。そして審議会という構想をお尋ねしたら、委員長はその構想には賛成された。しかし、法律的にやるのはまだ早いといふので懇談会になつたのであります。これは超党派的に推進する一つのやり方であつたらうと思ひます。その方法を委員長がお考えになつたことは、決して間違つてないと思ひます。

そこで、今の懇談会につきましましては、委員長の確信通りお進めになつた方が国家のためになると私は思ひます。そういうしないと、超党派性がくずれて、委員会が独走したり、電力会社が勝手なことをひとりやり出したら、學術會議の意思が無視されたり、そういう危険が出てくるのである。一たび轆轤手が軌道を間違つと、下関に行かないで、青森に行つてしまふ。そういうふうな点から、私は、超党派的な考え方で、日本の各界を網羅したものが情報交換し、思想を調整する必要があると思ひますので、懇談会はぜひ推進していただかなければならぬと思ひます。と同時に、超党派的に、これらの維持、強化について、あくまで法制化してやるか、あるいは法制化しないにせよ、何らかの方法でやるということについては必要であらうと思ひます。であります、委員長はこの点についていかにお考えになりますか。まず石川委員にお尋ねいたします。

○佐々木政府委員 先ほど来お話し申し上げましたように、あくまでも原子力局の定員の中でございまして、従つて原子力委員会の方に定員を移しかえるということは考えておりません。○有田委員長代理 前田君、簡潔に願ひます。○前田(正)委員 そういうことになりまます、要するに原子力委員会の事務室じやなしに、科学技術庁の中に原子力委員会担当の人を置く、こういうことですね。○佐々木政府委員 その通りです。○前田(正)委員 それではこの際大臣に最後に質問をしてお願ひしますが、委員長は、今、原子力委員会のあり方について検討されるということでしたけれども、私はさつき要望しました通り、原子力委員会の運営、それから委員の構成とか事務局の問題とか、こうした問題については、この国会中に可及的すみやかに、原子力委員長としては、また科学技術庁長官としては検討される御予定であるか、その心組みをお伺ひしたい。

○宇田田務大臣 できるだけすみやかに、そのいう事務局構成については検討いたしたいと考えております。○中曾根委員 関連して。ただいま原子力問題に關しての質疑応答を承わっておりますが、私はちょっとお尋ねしたいことがありますので、お許し願ひたいと思ひます。

一つは、石川さんにお尋ねしたいのですが、原子力委員会の強化という問題がありまして、非常勤委員というものは常勤委員にした方がいいのじやないか、たまにばかんと来て、据えせんを食わされるような形がいづも展開されるのでは、これから膨大な予算をかかえてやる仕事について任務を果せられないのじやないか、ほかの委員との間のペースが合わないのじやないか、こういうことが一つ考えられると思うのです。この点、石川さんからお答え願ひたいと思ひます。

もう一つは、宇田さんに、原子力政策の超党派性という問題についてお尋ねしたいと思ひます。原子力政策を強力に推進しなければ近代国家の列に入れないことは常識でありまして、世界の情勢を見て、それを推進しているのは何の力かというを見ますと、イギリスにおいても、アメリカにおいても、ロシアにおいても、それは軍部の力であります。軍部が初めこれを推進してきて、最近平和利用に転換してきて、日本の場合、これを推進するのは何であるかという、軍部がありませんし、また軍部がやうてはならぬ。そうすか、政府がやるということになる。しかし政府がやうてはならない。これ独走するということになるので、これもまたよくない。そういうわけで、結局これは国民代表である国会がその母体になり、推進力になって立法しなくてはならぬ。国会がやうてはならない、結局国会を構成している政党が母体になつて、国民の意思を代表して推進すべきである、これが一番民主的な方法である、こういう考えのもとにわれわれはいろいろな基本法を作るときに超党派性ということを確認し、また各党においてこれを確認し、でき得べくんばアメリカにおけるような上下合同委員会を作ろうとして、実は法案の整備までやつた。しかし合同委員会を作ることとは、日本の憲法や国会法の関係もあつて、もう少し検討を要するといふ各党のお話があつて、これはできなかった。ところがその当時、各党の総務会

す。それがためにどういう機構が一番好ましいかということとは、なお研究したいと思います。いずれ、立法措置をとるかとかぬか等につきましても、なお懇談会あるいはその他の機会によく

は、出席大臣の顔を見た上でやろり、そのことについては佐々木委員とも相談したことは御承知の通りです。そう

もりですか。同時にまたこれに対する

われの希望通りにはいっておりませ

か。

○宇田國務大臣　ただいま石川委員長からも報告がありましたように、原子力委員会としてはなおたぐさんのスタツフを希望いたしております。しかし、それはただいまの段階では希望通りにいっておりません。従つて、この繰過措置といたしましては、原子力局をもつてその事務を処理する方針をとつております。

○佐々木(真)委員 現在の原子力行政のいろいろな方針をきめる上に、相当な事務スタッフが必要だ。それがなければスムーズにいかないということであるならば、行政長官であると同時に国務大臣でありますから、原子力行政を担当しておられる宇田大臣として、強

硬にその方針を圈内に反映させて、その方針を推進せらるべきだと思ふ。そして、他の原因によつてその事務スラムとして、他の原因によつてその事務スラム等がまだうまく配置されないよゝうな圈内の情勢でありますならば、原

子力行政が、あるいは原子力のいろいろな仕事、これから一生懸命先行きしようとするのが、現在の園内においてははまだ早急過ぎるから足踏みをせよという決定というふうにお感じになりましたら、そこで足踏みをされれば、いいと思う。やろうと思つても、個人でできないこと、それから情勢の熟さざることがありますから、その辺はすつきりさせたい。同時に原子力行政は今こんとんとしておる。ある意味においては強引に一つの力で推進さ

れることもあるかもしれませんが、目下のようなこんとんたる状態をもう少し熱をさまして、冷静に判断することがあるいは後世のために正しいかもしれない。現在の国内における諸情勢、特に閣内における今のような諸情

勢がある意味においてはそのようなこととんたる社会的情勢を反映しておるのかもしいないと思ふならば、個人的な意見にかかわらず、その方針に従ふたらしいと思ふ。従ひまして、中途半端みたいな方針によつて、強力な原子力行政を進めるために事務スタッフをつけないければならぬけれども、うまくつかないから暫定的な格好でそれはいいかげんにとめておいて、そうして原子力行政自身は推進させなければならぬということは、長官としてあるいは原子力委員長としてとるべき態度でないと思いますが、御意見いかがでしょうか。私はどつちかにきめるべきだと思ひます。

○宇田国務大臣 この原子力委員会の持つスタッフにつきましては、法律上の裏づけがありません。立法措置をしなければならぬ面もありますが、立法措置がとられておりません。従つて、

立法措置のとられていない以前におきましては、現在の行政措置といたしましては、原子力局をもってその事務の処理に当らしめる以外にはないはずでありますから、そういったしております。しかし、将来、立法措置をとって原子力委員会が直接のスタッフを持つ時期が来ると思われまゝ。そういうときには、それに必要な立法措置をどういうように勧案するかということについて、あらためて検討いたしたい、こう考えております。

○佐々木(夏)委員 この問題はもうこれでやめておきますけれども、本論ではなかった、本論でないときにけつまずいてしまったものですから。しかし繰り返して申しますが、こんな事務員を二人か三人今のままで使つか使わぬ

が、この委員会が重大な時間をさかなければならないほど原子力行政は混乱しておると思う。この内容が正しい悪いではない。その辺にすっきりとした態度がないから、何らか誤解を生むような生まないような、この委員会がやっておるのか、原子力委員会がやっておるのか、岸内閣がやっておるのか、合同委員会がやっておるのか、産業界がやっておるのか、何が原子力行政を推進しておるかわからぬような状態であるから、私どもはいろいろな疑いも生ずるし、こんなつまらないようなものでも、さきもここで議論せざるを得ないような状態になると思う。従いまして、先ほど来、中曽根さんからも、一つの曲り角に来ておる、原子力行政が日本の重大な段階に来ておるということを指摘されましたが、その意味において私は同感であります。しかしながら、

重大な時期に来ておればおるほど、あせってはならない場合もあり得ると思う。幾らやろうと思っても、主体自身がぐらぐらしておるときには、ほんとうはやらぬ方が間違いないというこゝにもなるわけであります。今どが原子力行政の本格的な担当者であり、だれが国民に対して全責任を持って原子力行政を推進しておるかわからないような情勢にありますこの状態を見ると、に、ほんとうならばもっともつと足踏みをされた方がいいと思う。そう

ますから、国民の十分なる了承と安心感を持った上で、この問題が取り扱われなければならないと思う。にもかかわらず、基本計画について私は確たる方針を聞くことができない。そしてまた私どもが伺いまして、何だかあまり内容を話さずきりきりめまに、もう一ぺん石川さんに行ってきたらいいと思いませんか。さすればいいのだというより、な感じでも、もうむちゃくちゃに動力用原子炉を輸入だ、輸入だということ、事業者間で持ち回られて、わんわんと大騒ぎになっておるのが現状ではなからうかと思ひ。先ほど言いましたように、事務員を一名か二名こつちからこつちに移すとか、名義を書きかえするとかということさえもはつきりしないような情勢にもなってきた、この今の大きな動力用原子炉を入れるという問題も似たような感じでありましてがゆえに、私どもは不安な感じを得ないのであります。

動力炉の輸入をめぐることは、事業者がいろいろな格好でこの周囲をうろついておられますことは御承知の通りでありますから、われわれはどこにも權威を求めることができず、どこにも安んずることも一つのスベキレションのような感じ、さあ動力炉だ、動力炉だ、御承知のように、電気が足らないところを見計らって、もう入れなかつたら今にも総合エネルギー対策がくずれるような感覚でこの問題を取り上げられる。私は原子力行政における政治的、社会的、どこか大きく欠けておるような感じがして仕方がないのであります。もう時間がありませんから、質問は五、六分をやめておきますけれども、原子炉の輸入につきまして今お話を聞きますと、何か石川さんにもう一ぺん行つてもらつて、地震の問題とコストの資金計画の問題を検討するといふお話でありました。私が聞くところによると、この二つだけでももう簡単に国内で結論が得られるとは思われない、そうしてその結論をイギリスなりアメリカなりに持っていく話して話しても、その簡単にその内容がわかると思われないのでありますけれども、その辺の事情並びに動力用原子炉を入れるに付いての条件、それから計画を一応明らかにされんことを望みます。

○宇田國務大臣 動力用の炉をどういふふうなものを入れるかということについては、先ほど申し上げましたように、実際は非常に慎重を要することでありまして、その意味では技術的にまだ石川報告の報告せられておるようなコストその他の面について、関係各省とも材料あるいは資料について今検討いたしております。そういうわけで、原子力行政の中で新しい発電用の動力炉をどういふふうに入れるかということについての決定は、ただいまのところ何もありません。ただコーラル・ホール・タイプを入れるのが好ましいという話は聞いております。

○佐々木(良)委員 どうも私は問題の提示の仕方がさかさまじゃなからうかと思ひ。石川ミッションが行かなくて、ある程度わかることは今の国内でもわかつておる。従つて、わかる範囲内において国内の方針を立てて、その方針ののつて次のテーマを出されればいいと思ひ。早い話が、受け入れの形態にいたしまして、今、東西で民間会社を二つ作るとか、あるいは電源会社がやるとか、公社を作るとか等々のいろいろな意見があります。この点は別に石川ミッションが行つてみなければわからないという問題でも何れでもありません。ほんとうに近く動力炉を輸入しようと思われれば、この辺ではつきりした確固たる方針を政府は整備されるべきである。少くとも原子力委員会におきまして、この問題が十分に討論をされて、大体の方針が打ち出されてから初めて原子炉輸入の問題をもつと具体的に組上に上せなければならぬと思ひ。これらの問題について、何らの意見もない。それからまた同時に、先ほどコストを含めた資金の問題と言われましたけれども、そうしてまた宇田大臣の就任の抱負を述べられた際にも、原子力発電というものは現在の発電と比べてそう高くないんだとコストの問題を出されておつたようでありまして、私はあの意見を聞きまして、ああ、どこから聞かれたか知らぬけれども、これはまた危ない意見を言われるわいというふうには、私は正直なところ思つておつた。火力発電所ですと、厄様に最初の火力発電所を作つたときにどうか。大体あの火力発電所は七万五千キロワットのものを設置したときに、最初の予定と違つて、

五年間はほとんど現実に実用の運転ができなかつたのです。いろいろなところで故障が起きたり、いろいろ研究をしなければならぬ問題が起きたりして、最初これを掘り付けてから安全運転に入るまで五年間の年月がかつた。あなたのお話を聞いてみると、五年間の国内におけるそういう措置はすつとんでしまつておるのか、ごとき状況で、コスト自身も出される。従つて、今のコストの問題が出る場合には、当然に七、八〇%の稼働率が予定されていなければならぬ。しかしながら現実には七、八〇%の稼働率をしておるところの原子力発電所が世界のどこにあるか、どこにもありません。そうして、おそろしくなるだらうというふうな、そろばんではじかれておるというのが現状であります。従つて今、石川ミッションがどこを探してみても、私はこういう関係で、少くとも稼働率をはつきり含めてのコストなんか出せぬというふうには思ひます。

また同時に、先ほどコストを含めた資金の問題と言われましたけれども、そうしてまた宇田大臣の就任の抱負を述べられた際にも、原子力発電というものは現在の発電と比べてそう高くないんだとコストの問題を出されておつたようでありまして、私はあの意見を聞きまして、ああ、どこから聞かれたか知らぬけれども、これはまた危ない意見を言われるわいというふうには、私は正直なところ思つておつた。火力発電所ですと、厄様に最初の火力発電所を作つたときにどうか。大体あの火力発電所は七万五千キロワットのものを設置したときに、最初の予定と違つて、

者がありまして、むしろその不安を持っておるところの学者の意見を封殺するよりな形で、強引に地震に対する結論を出されるのではなからうかという不安を、私どもは持たざるを得ないのであります。この辺の問題を長いこと言つてもありますし、打ち切りますけれども、あなた自身もおそろしく聞いておられると思いますが、イギリスの動力炉を、政府からなりあるいは原子力委員会の関係からなり、土木建築の関係者なり、あるいは実際の業者なりを、ほんとうに視察にやられたことはまだないでしよう。何かどういふ格好で行つたか知らないけれども、大林とか清水とかそういう連中は、あんなものとはとても危なくてやれはせぬと言つておるそうです。あれはしつとんだからと言へば言へるかもしれませぬけれども、現実には日本の土建を実施する中心はこの辺の連中でありまして、この辺がふらふらしておるのに、幾ら大丈夫だといつても、私たち国民は危なくてしつとやらないという感じがするのであります。御承知のように、四角いブロックみたいなものが、三段も四段も重なつて十一段になるといふことでありますから、それを聞いただけでも、私どものような地震国では心配でしつとやらないのです。かつてイギリスを中心に、れんが作りの建築が日本にはやつてきた。日本は御承知のように、れんが作りの建築を堂々と官庁街でやつたのです。ところが地震でみなひっくり返つたでしつとや。あれと同じことを繰り返してはならない。れんがの家はひっくり返つてもいいけれども

五年間はほとんど現実に実用の運転ができなかつたのです。いろいろなところで故障が起きたり、いろいろ研究をしなければならぬ問題が起きたりして、最初これを掘り付けてから安全運転に入るまで五年間の年月がかつた。あなたのお話を聞いてみると、五年間の国内におけるそういう措置はすつとんでしまつておるのか、ごとき状況で、コスト自身も出される。従つて、今のコストの問題が出る場合には、当然に七、八〇%の稼働率が予定されていなければならぬ。しかしながら現実には七、八〇%の稼働率をしておるところの原子力発電所が世界のどこにあるか、どこにもありません。そうして、おそろしくなるだらうというふうな、そろばんではじかれておるというのが現状であります。従つて今、石川ミッションがどこを探してみても、私はこういう関係で、少くとも稼働率をはつきり含めてのコストなんか出せぬというふうには思ひます。

者がありまして、むしろその不安を持っておるところの学者の意見を封殺するよりな形で、強引に地震に対する結論を出されるのではなからうかという不安を、私どもは持たざるを得ないのであります。この辺の問題を長いこと言つてもありますし、打ち切りますけれども、あなた自身もおそろしく聞いておられると思いますが、イギリスの動力炉を、政府からなりあるいは原子力委員会の関係からなり、土木建築の関係者なり、あるいは実際の業者なりを、ほんとうに視察にやられたことはまだないでしよう。何かどういふ格好で行つたか知らないけれども、大林とか清水とかそういう連中は、あんなものとはとても危なくてやれはせぬと言つておるそうです。あれはしつとんだからと言へば言へるかもしれませぬけれども、現実には日本の土建を実施する中心はこの辺の連中でありまして、この辺がふらふらしておるのに、幾ら大丈夫だといつても、私たち国民は危なくてしつとやらないという感じがするのであります。御承知のように、四角いブロックみたいなものが、三段も四段も重なつて十一段になるといふことでありますから、それを聞いただけでも、私どものような地震国では心配でしつとやらないのです。かつてイギリスを中心に、れんが作りの建築が日本にはやつてきた。日本は御承知のように、れんが作りの建築を堂々と官庁街でやつたのです。ところが地震でみなひっくり返つたでしつとや。あれと同じことを繰り返してはならない。れんがの家はひっくり返つてもいいけれども

者がありまして、むしろその不安を持っておるところの学者の意見を封殺するよりな形で、強引に地震に対する結論を出されるのではなからうかという不安を、私どもは持たざるを得ないのであります。この辺の問題を長いこと言つてもありますし、打ち切りますけれども、あなた自身もおそろしく聞いておられると思いますが、イギリスの動力炉を、政府からなりあるいは原子力委員会の関係からなり、土木建築の関係者なり、あるいは実際の業者なりを、ほんとうに視察にやられたことはまだないでしよう。何かどういふ格好で行つたか知らないけれども、大林とか清水とかそういう連中は、あんなものとはとても危なくてやれはせぬと言つておるそうです。あれはしつとんだからと言へば言へるかもしれませぬけれども、現実には日本の土建を実施する中心はこの辺の連中でありまして、この辺がふらふらしておるのに、幾ら大丈夫だといつても、私たち国民は危なくてしつとやらないという感じがするのであります。御承知のように、四角いブロックみたいなものが、三段も四段も重なつて十一段になるといふことでありますから、それを聞いただけでも、私どものような地震国では心配でしつとやらないのです。かつてイギリスを中心に、れんが作りの建築が日本にはやつてきた。日本は御承知のように、れんが作りの建築を堂々と官庁街でやつたのです。ところが地震でみなひっくり返つたでしつとや。あれと同じことを繰り返してはならない。れんがの家はひっくり返つてもいいけれども

も、原子炉がひっくり返つたらどうなるだらうか、心配でならない。私どもは決して専門家ではありませんが、国民の率直なる心配をぶちまけるを得ないという感じがするわけでありませう。燃料の問題にいたしましても、同様な心配を私どもは聞いております。従いまして、この燃料の問題につきましても、内容はやめておきますが、それらにつきましても、決して今、長官が考えられておるほどこの問題は技術的に安全段階に入つておるとか、技術的にそのコストがはじける段階に入つておるといふような結論は、私はまだ早い感じを持つておるわけでありませう。それが一たび原子力委員会なり産業会議なりの問題になりますと、見たつてわかるじやありませんか。石川さん自身が具体的に何がわかる、あるいは電力界の皆さん自身が何がわかる、あるいはまた関西電力の社長さんが何がわかる、具体的にわかつたことない。また向うへ行つて調べているのは、技術屋の親方である副社長とかそういうロートル組であります。ただ、ほかが大丈夫だと言っているから大丈夫だろつというような話だけであります。現実には電力会社の従業員は、非常な不安を持つてこのことを見ていることを、私は率直にあなたに申し上げる。おそらく何か電気会社の、電源会社の親方などは、これまたもちろんこの問題に一生懸命に飛び込もうとしておる。こんなものをうつかりやられたら、とんでもないことになる。自分たちの仲間の若手の連中が、これについてほんとうに入れるか入れないか、あるいはこれにどれくらい関係するかとい

うことを吟味するところの余地はほとんどなくて、企業家の中でこの問題が扱われつつあることに非常に大きな不安と不満を持つて、あるいはこの建設の業務に関係させられるかもしれないところの労働者なり、あるいは会社員なりが不安を持つて見ておることをはつきりと私は長官に申し上げておきたいと思ひます。動力協定の問題自身にしましても、先ほど来、私の一番言いたいポイントは、岡さんが言われましたから私は言ひませんが、もつと端的に言へば、何を好んでそんなに急いで動力協定を結ばうとしておるか、私は了解に苦しむのであります。動力協定を結ばうとする限りにおいて、動力協定を結ばうとすることが前提になつて、初めてこの問題が生きてくるはずでしょう。でなければ、それを作るための情報が必要とかなんとかいうことじやなからうかと思ひます。しかし、情報が必要とあればあるほど、こちらの具体的な計画を持たない限り、ぼろつとしたような情報で、へみたいなものではナンセンスなはずであります。おそらくどのくらいの大きさの何型というところくらいがわかつて、初めてわが国に設置される方針が明らかになつた上で、その技術に対する情報をいれるのに便利であるということになるのじやなからうか。私は動力協定を急がれるのは、先ほど来何だか知らないけれども、むちゃくちゃに、よその国でもやるから早くやらなければ困る、むしろそれよりも企業者が新しく原子力の時代が来る場合、インシアチブをみずからの陣営にとらうとするとこ

ろの動きが妙に格好に産業会議を動かして、原子力委員会を動かして、宇田長官を動かして、岸内閣を動かして、この動力炉の輸入云々を早くという問題になり、それがそのまま動力協定を早く早くという問題になつておるわけでありませう。これらの一々につきましても、私は具体的な例をあげまして、そうして委員長の所見を一つ一つたてておりましたけれども、時間の余裕がありませんし、私自身も別な仕事を持っておりますので、この辺で打ち切りたいと思ひますが、繰り返して申し上げますけれども、動力炉の輸入と動力協定の締結につきましても、少くとも宇治の原子炉が設置されるということだけでさえもあれほどの問題が起つたのでありますから、一般の国民は非常な不安と不満を持つてながめておることを御承知願ひたいと思ひます。それから最後にもう一点、宇田さんの原子炉輸入についての非常に強い要望は、あくまでも日本に総合エネルギー対策の観点から原子炉を設置しなければ、電気を中心としたエネルギーがほとんど足りなくなつてくる、そうして五年後には非常に大きなエネルギーの穴があくというじやないかということとを心配されてのことのようでありませう。まさにその通りであります。その通りであるがゆゑに、私どもは原子力の本格的な安全な輸入をこいねがつておる。しかしながら、そこに向けられる力と同等な力が、残された、まだ安全にして、またやり方の十分あるところの他のエネルギーの有効利用についでとられておるかどうかということに

ついては、疑いなきを得ないのであります。宇田長官は経済企画庁長官であります。経済企画庁長官として、この原子力のエネルギーを現実には日本の産業界なり、あるいは国民生活なりに現実には使つていかなければならぬ前に、他のエネルギー資源を十分に活用して、そして補わなければならない方策について、足りないところがありはしないかということとを、十分に私は反省をしてみたいと思ひます。五年後に、あなたの言われるように三十万キロとか、百万キロとか、そんなものはとてもできません。私は断言しておくけれども、もし何だつたらかけをしていと思ひます。かりに作つても、それが安全運転、安定運転には、これまでの経験から見て絶対に入りませんよ。むしろそれをいれるならば、逆に、ちつぽけな炉を入れるよりも、今の若い学校出の技術者なりをどんどんアメリカなりソ連なり、イギリスへ出さない。向うへ行つて、向うを実験用として研究してもらつて、そうして向うは二、三年後に、ひよつとすると百万キロくらいのをやるかもしれない。そのときに安全なものを持つてきた方が、より早く安全だろつという感じがするくらいであります。私は、今の意見は飛躍し過ぎておりますけれども、現在の原子炉の輸入の問題に對しましては不満と不安を持つと同時に、エネルギー全体の総合エネルギー政策の立て方について、私は希望的な妙な原子力に力を入れる力を入れ過ぎて、今やらないところの力を入れ過ぎて、この二、三年間にいづれにいたつて間に合ひはせぬのだから、あなたの大臣の間には動

きはせぬ。その間の企画庁の総合エネルギー対策をはつきり立てた上で、その問題に対する信頼の仕方なり、力の入れ方なりを考へてもらつた方がいい。時間がありませんから、言ひっぱなしにしておきますけれども、私の勝手なことと言ひましたことに對する御批判だけを承らつて、質疑を終ります。○宇田国務大臣 いずれにしてもわからないことは、お互いに目の前に原子炉も、リアクターも何も持ち合せない国の国会の討論はこつこつものであると思ひますから、われわれは何も持たないのですから、お互いに、あなたのおつしやる通り心配と、そうして検討を必要とするということでありまして、それをこれからどういふふうにより具体的にわれわれの国土に持つてくるかの角度から十分これは御意見を伺ひまして、万全を期したいと思ひます。○佐々木(長)委員 そういふ感じがやられるのならば、国民の前にあまりわからぬようなところで、少数の人々の話だけであつちへ行つたり、こつちへ行つたりするよりな形で原子力行政をやられず、あまりあせり過ぎて国民の前に了解が得られないよりな状態でかけ足されないように、民主と自由と公開の原則のもとに、原子力行政を、政府行政部門におきまして、立法府内におきまして、堂々とそういう立場から推進されんことをこいねがいまして終ります。○有田委員長代理 本日はこの程度といたし、次会は明三日、午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後一時四十一分散会

科学技術振興対策特別委員会議録第
十六号中正誤

頁 段 行 誤 正
ハ ニ 末セ センター、 センター法
法案

科学技術振興対策特別委員会議録第
十八号中正誤

頁 段 行 誤 正
二 二 末^{一五} 日本 日本軍
三 一 二 人間 じんぜん

昭和三十一年四月六日印刷

昭和三十一年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局